

# News letter

第 2 号  
2008. 7 No. 2

東北大学法科大学院専門職大学院等教育推進プログラム

## 心理学的法曹実務教育 プログラムの構築

### Contents

#### 1. 活動記録

|                                                                      |    |
|----------------------------------------------------------------------|----|
| (1) これまでの活動 .....                                                    | 01 |
| (2) 活動の概要 .....                                                      | 02 |
| (3) 活動の詳細 .....                                                      | 03 |
| 2008年2月27日(水) 第1回ワークショップ .....                                       | 03 |
| 「DV被害者の心理と法」<br>講演者 門間久美子 弁護士<br>村松 敦子 弁護士                           |    |
| 2008年3月3日(月) 第2回ワークショップ .....                                        | 14 |
| 「モラル・ハラスメントについて」<br>講演者 橋本 智子 弁護士<br>熊谷早智子 氏<br>コメンテーター<br>橋本 俊和 弁護士 |    |
| (4) あとがき .....                                                       | 28 |

## 1. 活動記録（2007年12月～2008年3月）

### （1）これまでの活動

#### 研究会

| 開催日時                         | 演題                       | 講演者                    | 会場                        |
|------------------------------|--------------------------|------------------------|---------------------------|
| 2008年2月22日(金)<br>15:00～17:00 | 「民事訴訟と心理学～法心理学を学ぶにあたって～」 | 菅原郁夫教授<br>(名古屋大学法科大学院) | 東北大学法科大学院片平<br>キャンパス第4講義室 |

※研究会の報告は、ニュースレター第1号に掲載。

#### ワークショップ

| 開催日時                         | 演題               | 講演者                                     | 会場                        |
|------------------------------|------------------|-----------------------------------------|---------------------------|
| 2008年2月27日(水)<br>15:30～17:30 | 「DV被害者の心理と法」     | 門間久美子弁護士<br>村松敦子弁護士                     | 東北大学法科大学院片平<br>キャンパス第4講義室 |
| 2008年3月3日(月)<br>13:30～15:30  | 「モラル・ハラスメントについて」 | 橋本智子弁護士、<br>熊谷早智子氏、<br>橋本俊和弁護士(コメンテーター) | 東北大学法科大学院片平<br>キャンパス第4講義室 |

#### 講演会

| 開催日時                          | 演題                                  | 講演者                                   | 会場                        |
|-------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 2007年12月12日(水)<br>14:40～16:10 | 「精神疾患の基礎知識」                         | 林みづ穂先生(はあとぼー<br>と仙台、医学博士、精神保<br>健指定医) | 東北大学法科大学院片平<br>キャンパス第4講義室 |
| 2007年12月25日(火)<br>16:20～17:50 | 「神経症性障害－PTSD と解離<br>(多重人格など) ーについて」 | 二木文明先生(東北文化学<br>園大学医療福祉学部教授、<br>精神科医) | 東北大学法科大学院片平<br>キャンパス第4講義室 |
| 2008年1月18日(金)<br>18:00～19:30  | 「ストレス・マネージメントの<br>方法」               | 小林愛先生(臨床心理士、<br>仙台国見台病院)              | 東北大学法科大学院片平<br>キャンパス第4講義室 |

※講演会の報告は、ニュースレター第1号に掲載。

## (2) 活動の概要 (※開催月日順に掲載しております)

### ■2008年2月27日(水) 15:30～17:30 第1回ワークショップ

演 題 「DV被害者の心理と法」

司 会 藤田紀子教授

講演者 門間久美子弁護士、村松敦子弁護士

本ワークショップでは村松先生、門間先生にコメンテーターとしてお越しいただき、藤田先生の司会のもと、まず、DVの実態をはじめとして、DV防止法の成立、改正の変遷についての説明がなされた。また、DV防止法の1つの成果である保護命令に関して、弁護士が申し立てをしようとする際に実務家として感じる、DVの被害を受け傷ついている人に被害状況に関する時系列表や陳述書を求め、準備せねばならないという現実的な困難についても述べられた。

実務場面においては、DV被害者に対しては、親権にまつわる問題も含むDV加害者との関係調整という側面からの支援のみならず、情報提供を行うことで本人の自立という側面からも支援していく必要性もあるということであった。経済力に対する不安から加害者のもとに戻ってしまうDV被害者は少ないということである。

質疑応答では保護命令について、自身の力が残っていてサポートを受けられる被害者にとっては保護命令が意義のある制度であるという側面にも言及された。その一方、法的な関わりについては、加害者に対する更生プログラムの受講命令や加害者に対するケアがないなど、次の被害者を防ぐという点からのDV防止法の限界と課題についても言及された。

### ■2008年3月3日(月) 13:30～15:30 第2回ワークショップ

演 題 「モラル・ハラスメントについて」

司 会 水野紀子教授

講演者 橋本智子弁護士、熊谷早智子氏

コメンテーター 橋本俊和弁護士

本ワークショップでは、橋本智子弁護士、モラル・ハラスメント（以下モラハラ）の被害者である熊谷早智子さんを迎え、ゼミ形式で、全体を通して活発な質疑応答が行われた。

まず熊谷さんの実体験も交えながら、モラハラとはどういうものなのか、家庭内でのモラハラに焦点を当て、説明がなされた。モラハラは「言葉や態度で相手の人格を繰り返し執拗に傷つけ、その恐怖や苦痛によって相手を支配し思い通り操る行動」であり、精神的DVであるとも言える。

次に橋本智子先生から、モラハラ被害者の支援の際には通常の弁護士業務とは異なる視点を持つ必要があることが話された。それは①加害者の再犯を疑うこと、②要件事実だけでなく、被害者の目線から出来事を点検していくこと、である。また、被害者が加害者のもとに戻ってしまうという心理に対する理解の重要性についても言及された。

橋本俊和先生からはモラル・ハラスメントに関わる男性として実感されていることについてもご意見を伺うことができた。



### (3) 活動の詳細 (※開催月日順に掲載しております)

2008年2月27日(水)

#### 第1回ワークショップ「DV被害者の心理と法」

門間久美子弁護士、村松敦子弁護士

藤田 皆さん、こんにちは。私はロースクールのスタッフの藤田です。

きょうは仙台弁護士会の二人の弁護士をお連れしました。村松弁護士、それから門間弁護士。仙台でもう20年以上弁護士活動をされています。

きょう、このお二人をお呼びして皆さんにお話ししていただくと思いましたが、仙台弁護士会は女性がたくさんいらっしゃるんですけれども、このお二人は特に女性の問題に取り組んでいる。女性とか少年とかの問題に取り組んで、いろいろDV被害者の話も聞いて、相談に乗って、実際に訴訟を起こしたり。それから、離婚調停の中でそういうような悩みを聞いたりということで、女性の立場に立っての事件を扱っていることが多いお二人ですので、いろんな実態とか、どういうふうに解決するのかというような生々しいお話が伺えるんじゃないかというふうにしてお呼びしたわけです。

坂田先生がおっしゃいましたように、きょうは「DV被害者の法と心理」ということです。DV、DVと言われてますけれども、そのDVの実際の中身、いろんな本にも書いてありますけれども、DVをどうとらえたいのか、自分でDVだと思わないで被害を受けている人なんかもあるわけですね。DVっていうのはどういうものなのかという辺りから、まずお話を伺いたいと思います。

では、村松先生のほうからお話ししていただいてよろしいですか。

村松 こんにちは。弁護士の村松です。

DVの実態ということでまず振られたわけですが、その前に、平成13年に成立したDV防止法は、配偶者からの暴力の一部である「身体的暴力」に限定して、身体的暴力の被害者を救済するという視点で成立・規定されているということを一言申し上げておきたいと思います。

ご存じの方も多いと思いますが、その前年の平成12年2月、総理府が平成11年9月に行った「男女間における暴力に関する調査」(「(DVを含む)女性に対する暴力」)の結果を公表しました。結婚経験のある女性1464人のうち約4.6%(約20人に1人の割合の女性)が、パートナーからの暴力によって生命の危険を感じたという回答が得られたということで、日本においてもDVが広範に存在し、女性の安全を脅かしているという実態の片鱗がこの調査で明らかになり、それも弾みになって議員立法でDV法が成立したのですが、保護命令の対象になるのは、『身体的暴力』だけです(昨年改正により『脅迫』も含まれました)。

日本のDV防止法のDVの定義は限定的ですが、一般的にはもっと広範囲なものとしてDVは定義されています。DV——ドメスティック・バイオレンス——は、夫婦間暴力、家庭内暴力、配偶者からの暴力、パートナー虐待、バタード・ウーマン問題など、DVにはたくさんの別名がありました。一般的には、「配偶者や恋人など、親密な関係

のある者から、身体的、性的、心理的攻撃を含む暴力を繰り返し受けること」と定義されています。

具体的には、身体的暴力について言えば、殴る、蹴る、叩くなどに代表される身体に対する有形力の行使ですし、性的暴力については意思に反したセックスを強要するとか、暴力的なセックスを強要する、避妊に協力しない、裸にしたり無理にその写真を撮る、子どもができないのを非難する等が言われております。

心理的(精神的)暴力については、無視するとか、「バカ」とか「アホ」とか「役立たず」とか「人間のくず」とか「無能」とか人間性を否定するような言葉で口汚くのしる。それから交友関係を細かくチェックする。・・・これ結構、多いです。妻がうちにいるかないかを、3時とか5時にチェックの電話を入れる。いないと帰宅してから文句を言うなど、細かく妻の行動を監視する・・・そのほか、生活費などのお金を入れない、仕事を止めさせる、働かせないとかです。

上記のことはDVの中身としていろんな本に記載されていますが、実際にも、経験しています。

これらの「暴力」は、他者を支配するための方法で、相手方をコントロールするための手段です。圧倒的に男性から女性に対するものです。あらゆる国、文化、階層、人種、職種、収入レベルに及ぶといわれています。日本でも同様の傾向があるとの指摘がされていました。実態はそのとおりだと思います。もちろん、女性が男性に暴力を振るう、DV法の保護命令が出たというケースがあることも、知っていますけれども、圧倒的に相談に来るのはほとんど妻、女性側です。

DVがらみの事件ということで特に印象にある事件があります。もう20年以上も前(DV法が制定されるずっと前です)に、DVの成れの果ての事件を担当したことがあります。それは刑事事件でした。25歳の妻が調理師の夫を刺して死なせてしまったというケースです。二人の間には5歳の子ども、一人息子がいましたが、夫は、暴力を散々振っていました。不倫をし、会うと暴力を振ります。妻は、「愛人と別れてほしい。うちに帰ってほしい。普通の親子として生きてほしい」と願い、何度も夫の職場に行ってお願ひするんですね。そうすると、暴力を振られると、その繰り返しでした。「今日は結論が出るまで話をする」と意を決して話し合いにいったところ、その決意を感じたのか、夫も職場の中に入れた。けれども、やはり同じように暴力をしたあとで、出刃包丁をテーブルに突き立てて肉体関係を迫ってきたと。それを避けるべく、妻がその出刃包丁を使い夫を刺してしまった。すさまじいDVを受けてきた被害者が、最後は加害者を死なせてしまったということで、子どものため自分を捨てて家庭を守ろうとし、やり取りの中で夫を刺してしまい、自分は犯罪者になって収監されたという事件で、DVのすさまじい実態と、DVの被害者である妻が被害者の段階で救済されず、最終的には夫殺しで加害者になってしまうという意味で、弁護士になって数年しか経っていない私にとってはとてもショッキングな事件でした。

そのあとにもいろいろDV絡みの事件をやってきました。それを全部言っていくと時間がいくらあってもたりなくなります。去年も3件か4件ぐらい担当しました。加害者夫の職種は運転手だったり、セールスマンだったり一部立場に上げられているような会社の社員だったり、医者だったりということで、職種は本当に関係ありません。

DV加害者被害者の心理については、皆さんご存じのように、DVの特徴ということで、DVにはサイクルがあるというのをアメリカの心理学者のレノア・ウォーカーという人が解明しています。緊張期→暴力爆発期→ハネムーン期そしてまた緊張蓄積期→暴力爆発というようにトライアングル・サイクルという3つのサイクルがあるといわれています。

緊張が高まる緊張蓄積期があって、次の暴力爆発期で、暴力を振るってしまう。暴力を振るうことで、苛立ちとか、自信のなさとか、その他、自分の内面の問題をまき散らして、気が楽になると、加害者は次にどうなるかという、奥さんに平謝りに謝ったり、機嫌が良くなってすごく優しくなる。謝罪して、「二度とあんなことはしないから」「おまえが大好きだ」「おまえがいなきゃやっていけないんだ」というようなことで、尽くしたり、約束したりということをする。すると、被害者の女性のほうは、そういうふうにして夫が土下座まですることもありますし、何回も謝るというふうなことで我慢を重ねる。「この人は私がいなきゃだめなんだ」とか、「もう一度チャンスをあげよう」というようなこととか、「暴力を振るわなければ本当にいい人なんだ」というようなことで、「この人は私がいなきゃ」「私もこの人がいなきゃ生きられない」みたいに思っちゃうんですね。それがハネムーン期（開放期）と言われています。ところがこのハネムーン期を過ぎると、経済的なストレスとか、子どものこととかでちょっとした言い争いとか、そういうものから緊張が高まり、緊張蓄積期ということで、張り詰めた状態というものになる。夫のほうは怒りやすくなったり、物を投げたり、暴力を振るったりして、小さい暴力を小刻みに出す。被害者の妻のほうは、「怒ってるな」とか「怒られないようにどうしよう」ということで、暴力がエスカレートしないようにするだけで頭がいっぱいになっちゃうという状態になる。夫のほうでは「妻が自分を怖がっているかもしれない。また暴力を振るってしまったら出て行くかもしれない」というようないろんな不安とか、葛藤とか。でも、些細なことが気になって、怒って、やっぱり気に食わなくなってしまう。それで妻のこともまた支配下に置こうとするというようなことで、どんどん、どんどん緊張蓄積期が暴力に向かっていき、爆発期ということで感情も暴力も抑えず破裂し暴力を振るってしまう。そして又謝るというサイクルです。これが何年にもわたり繰り返される。ハネムーン期、緊張期、蓄積期、暴力爆発期が、グルグルしていくうちにどんどんひどくなり、次第にサイクルが短くなるとも言われています。

確かにこの理論どおりのサイクルで、長い間支配されている妻もいました。でも、去年私がやったケースでは、そういうハネムーン期がなかったケースもありました。ハネムーン期がない場合も妻は「この人の暴力は絶えられないけど、子どものため・生活のため」ということで、我慢するんですね。

夫婦間の暴力が子どもたちに与える影響ですが、暴力的な夫婦のもとで育った子どものうち2割の割合で暴力を目撃しており、目撃していなくても3分の1ぐらいの子どもは、気付いているんじゃないかということが報告されています。暴力の子どもへの影響ですが、暴力を見聞きしている子どもも、直接自分が暴力を受けていた（虐待）と同等以上の心理的影響や行動の仕方についての影響を受けるといわれています。それゆえ、児童虐待防止法でもDVも子どもに著しい心理的外傷を与えるものとして虐待の定義の中に規定されているところです。人との関係を暴

力・力で決しようとするんです。保育所とか幼稚園とかに行くと自分も自分より弱い子を暴力で支配しようとする、また、全部が全部ではないにしろおとなになれば妻、子を暴力で支配しようします。あるケースで、DVの被害者であるお母さんが保育所もしくは幼稚園に呼び出され、子どもが夫と同じように暴力を振るっていることにがく然とし、離婚を決意して依頼してきたというのもありました。

DVされた被害者（妻）の心理というのは、暴力の被害者に共通する心理状態だというふうに言われています。暴力に対する恐怖とか、強度の不安。それから、2番目の特徴として無力感。「自分は何をしたってだめ」と自分の人生をあきらめてしまったり、「何をしてもどうせだめ。解決なんかできっこない」ということで、無力感に陥る。それから、3つ目として孤立感。「誰に助けを求めてもきつとうまくいかない」「自分を助けてくれる人なんかいない」という心理状態。4つ目としてはほかの行動の選択肢が考えられない状態。逃げるのが出来ない、拒絶することが出来ないと思い込んでいる状態です。そこから抜け出して新しい生活を生きるという、そういう選択肢がなかなか考えられない状況になってしまうということが心理状態として言われています。

藤田 ありがとうございます。

私もずいぶんDVの相談を受けて、本当に1つとして同じケースがないんですね。暴力の態様も違うし、それを受け止めるのはだいたい妻なんですけれども、その感じ方も違う。

今、村松先生の言われたハネムーン期がまるっきりないのもありますけれども、私の扱った事件は、暴力を振るう夫というのがお医者さんだったり、大学の先生だったり、非常に社会的な地位も収入も高い。それで、ハネムーン期がすごく長いんですね。だけど、暴力を振るうときというのは生半可な暴力じゃなくて、家の中の物がメチャクチャに壊れるとか、妻の物を全部水洗トイレにぶち込んでトイレを詰まらせるとか、生ごみをぶちまけるとか。ものすごい、耐えられないような暴力なんです。それが1年に1回ぐらい。あとは優しく、経済的にも安定している。という、なかなか「自分は暴力の被害者である。こんな夫とは離婚しなきゃ」というふうには思わないというようなケースが多いわけなんです。

門間先生の扱われた事例で、こんなのがあったというような実態をまず話していただけますか。

門間 私のやった事件でも、結局刑事事件になって刑務所に行った人もいます。その人はお風呂の中に妻を沈めて本当に死にそうになるとか、包丁を突き付けるとか、そういうひどい暴力はあるんです。ただ、そういう暴力を振るわれても、さっき村松先生が言ったように、「自分が悪いから仕方ない」とか「私が何とか変わればやめるんじゃないか」と思う人も多いのです。

私が最近やったケースだと、そのような暴力ではなくて、「君がだめなんだ」ということをずっと言うわけなんです。君がだめだからこうなるんだよとか。その人の能力とか人格を、完全には否定はしないですけど「君がだめなんだから」「だめなんだから」とずっと言い続ける。そうすると、その人は無力感にさいなまれて、「私がとても小さな人間で、彼は太刀打ちできない人なんだ」と思い込んでしまう。「彼が言うのはもっともだ。自分を何とかしたい」と。でも、一生懸命やっても相手はやっぱり「それ

じゃ足りないよ。もっと頑張らなきゃ」とか、ずっと言い続けるんですね。暴力という形ではないんですけども、それで精神的にすごくダメージを受けていて、暴力と気付かないで私のところに来てやっと気がつく人がいます。

そういう人は「だって、それはおかしいんじゃない」って言われても、なかなかわからない。「それは洗脳されているんですよ」って言っても、なかなかわからない。何回か相談に来たり、もしかしたらおかしいんじゃないかと自分でいろんな本を読む中で、「ああ、やっぱりそれって暴力なんだな」とやっと気付くケースが2件ぐらいあって、相手はひとつは、夫が学校の先生で、もうひとつは企業の営業マンでした。

そのようなケースは、自分より相手がいろいろな意味で高いレベルにあると思込まされているんですね、社会的地位や経済的地位などで。「彼の言うことなら間違いない。だから、私が違うんじゃないかと思うこと自体がおかしいんだ」っていうふうにならずに思込まされていて、なかなかそれが暴力だと気が付かないとかというケースもありました。

藤田 ありがとうございます。

そういう暴力を継続的に、それもかなりいろんな循環があったりして受けていくと、女性の受けるマイナスというのは非常に大きいんですよ。

私が扱った事件で、本当にうつ病になってしまってお薬なしでは眠れないとか、体中あざだらけになって相談に来た人もいます。それから、男性一般に対する恐怖症で、街を歩いていても男性が寄ってくるともうブルブルと振るえとか、そういうことだと当然子どもにも影響して、子どもに対してもつらく当たったりとか、あるいは、逆に子どもべったりになって、将来の見えないような形で子どもに接するというようなこともあるんです。

そういうようなドメスティック・バイオレンス。それは昔からあったわけですけども、DVと言われて法律で規制されるようになったのが平成13年。そのあと、どんどん審議会を開いたり、改正があったわけです。この辺でちょっとその辺の話を。これは門間先生にいただきましょうか。

門間 私もあり詳しいわけではありませんが、こういう夫婦間の、家庭内の暴力というのは、村松先生が最初にお話したようにもともとあったんですけど、それは暴力というか、犯罪と思われなかったんですね。最近まで、例えば警察に相談に行っても「夫婦なんだから、ここに来ないでよく話し合いなさい」と言う警察官がいたりして。話し合えるならこんなことにならないのに、「夫とよく話し合いなさい」とか言うんです。家庭裁判所の調停でも、「殴られるあなたが悪いんじゃないか」とか言われることもあったりして、大変認識が違っていたんです。

それがこの法律、お配りしている条文がありますが、この法律の画期的なところは、これが人権侵害だと明文化したことです。女性に対する人権侵害だという位置付けで、「家族だから殴っていいなんてことは絶対にない」ということをしっかり、この法律ができることによって明らかにしていたというのがとても大事な点なんですね。ずっと女性の権利の問題に取り組んでいる皆さんなどが本当に議論して、これは憲法上の人権侵害で、男女平等にも反するし犯罪なんだということをしっかりこの前文で規定したのです。

もう一つは、いろんな行政の施策、女性センターをつくるなどもあるんですけど、最も大きいのは第4章の保護命令を作ったということです。

最初のドメスティック・バイオレンス法、2001年4月にできた法律は、事実婚も含めた配偶者の「身体に対する不法な攻撃」ということで、やはり殴る、蹴るというのをイメージしていたんですが、2004年5月の改正では「暴力これに準ずる身体に有害な影響を及ぼす言動」等に少し広がりました。

ただ、保護命令については、加害者といわれている人の権利を侵害する、刑罰も含めた一定の制約をかけることになるので、保護命令の対象は身体暴力というふうになっているんです。けれども、保護命令を申し立てられる人が、現在の配偶者、現在の内縁関係の人、現在の恋人に限らず、元の配偶者と申立権者の範囲が広がりましたし、被害者というのは女性が多いものですから、子どもと一緒に逃げていくケースが多いので、その子どもを一つの材料に、「子どもに会いたいから会わせてくれ」と言って妻に接近しようと思っている人も本当に多いので、子どもに対して接近禁止をすることにしました。そういうふうに保護命令の対象を広げたというのも2004年の5月の改正です。

それから退去命令。これも保護命令の一つ。接近禁止ということと、加害者といわれている人は元いるところからいったん出ていきなさいということです。その間、一回うちに帰って、いろんなことをして何とかしようということで、接近禁止と退去命令というのがあったんです。退去命令はもともとできた当時は2週間だったんですけど、それでは何もできないということで2カ月に期間が延びましたし、再度の申立もできるというようなことでちょっと広がりました。

それから、国や地方団体の責務も明確化していると。

そういうことで、最初の法律は人権侵害と保護命令をとにかく獲得しようという最低限のところでも2001年にできましたが、2004年の5月にはさらに充実したものになりました。ということで、暴力の定義も広がりましたし、保護命令の申立権者も対象がだんだん広がっていくというふうには、さらに充実していったものになっています。

2007年の改正では、保護命令が子どものみならず、例えば被害者の方が実家に帰ったり、友達のところにも、「親族のところにも行っちゃいけません」というように広がりましたし、お配りした条文の2枚目の右下に2484となっていてるところを見ていただくとわかるんですけども、保護命令のところへ被害者への脅迫行為というのが入りました。身体に対する暴力だけでなく、脅迫ということで言葉による暴力にもちょっと広がりました。脅迫を受けた人も保護命令が申し立てられるという。申立権者が広がったということと、何より接近禁止とか退去命令以外にも中身がとてつもなく広がったということです。一番最後の段落の、算用数字の2というところの漢数字の一から八まで。これが昨年の改正で広がったところです。

今までこういうことは退去命令と接近禁止では必ずしもできなかったんです。面会を強要されたり、電話をかけてきたり、メールとか。逃げていっても「出てこないで親をどうにかする」とか、そういうメールを頻繁に寄こす人が私の例でもいました。それから、「何があっても探し出す」とか「子どもは返してもらわなきゃだめだから、覚悟しろ」みたいな、そういう脅迫的メールを寄こす人もいました。そういうケースにはなかなか対応できなかったんで



すけれども、今、皆さんメールをすごく使うので、こういうふうにどんどん中身が広がっていくとか、充実していったと思います。被害の中身をちゃんと汲んでもらって、一から八までがさらに追加になったということです。

今はそういうことです。

藤田 ありがとうございます。

村松先生もずいぶんこの保護命令を申し立てたという事件を扱われたと思うんですけれども、具体的にどういう相談を受けて、どういう状況だったので申立をしたというようなことを紹介していただけですか。

村松 私が保護命令を申し立てたケースは、妻のほうに5歳ほど年上で、夫が大学3年のときから付き合い大学4年のときから同棲し、就職して実家に帰った夫と、妊娠がわかって入籍し、出産後同居をしたという夫婦のDVでした。夫の暴力は同棲中（学生のとき）から始まっており、不機嫌なときに八つ当たりで、こづいたり、殴るときはグーで殴っていたというようなケースです。夫は仕事でストレスがあると、壁を叩いたり、蹴ったり、妻のほうに物を投げたり、ぶつけたりを行い、また、うつ状態にもなった。夫婦仲もかなり悪くなり、夫が母親べったりで妻は夫の母ともなかなかそりが合わない。去年の4月、押し入れを開けたら子どものおもちゃが落ちてきたというのに夫は腹を立てて、妻への暴力が始まった。そして夫は母親に連絡をして来てもらい、子どもも連れて行き、「アパートを引き払う。おまえとは離婚する」と言われ、妻は一人取り残された。子どもと夫が夫の実家に行ってしまうので、兄に来てもらい、子どもを奪還して仙台に帰ってきた。そうしたら、夫と母親が何回も来仙し彼女の実家や親類に行き、「子どもと会わせろ」とか「離婚する」と要求され、妻はシェルターに保護を求めて入所。他方夫は家庭裁判所に離婚の調停を申し立てた。妻は暴力のダメージでうつ状態に陥り、精神病院で治療を受けたがうつがひどくて、調停に出られるような状況じゃない。さらに夫の調停の申立書に記載された「無能だ」とか「借金をいっぱいこさえた」等の記載を見ると具合が悪くなる。妻としては離婚をしたくない。離婚ということ自体を考えたくもないし、考えられない。しかしながら実家筋から「来て困る」と責められることから、苦肉の策として、6カ月ぐらいの間かもしれないけれども、安定を得たいということで保護命令を申し立てたというのがありました。

藤田 さっき門間先生がおっしゃったように、このDV防止法ができたのは、一つには保護命令の申立をして命令が出されるというのが大きな成果だったんですけれども、実はこれいろいろと使いづらいとか、まだまだ使い勝手が悪い。実務をやっているとそういうことにぶつかると思うんですけれども、保護命令というのはどういう申立の内容で、どういうものを揃えなければならないかというようなこと、それで、どこが使い勝手が悪いかというようなことをちょっと話してもらえますか。

門間 保護命令というところで、DV防止法の10条を見てください。ここで保護命令の申立ということが書いてあります。いろんな要件が書いてあるんですが、申立書に過去の暴力と、夫が面会しに来たらまた暴力を振るわれるというようなこととか、子どもと会わせたらまた自分に暴力

を振るうとか。そういうようなことを結構いっぱい書かなければいけないんですね。暴力に関する時系列表とか、陳述書、そこを書かなきゃいけないんですよ。それを例えば村松先生がおっしゃったようなうつ状態になっている人から聞き出すとか、そこで何とか思い出してもらうというのはすごく大変なことです。

トラウマがあって、そのトラウマがひどくなると心理学的に解離を起こすということは皆さんご存じでしょうか。思い出したくないから忘れるというようなこともあるのに、保護命令を得るため、安全になるために保護命令を得ようすると、そのトラウマとか出来事に直面せざるを得なくなってしまうというので、本当に申し立てるまで数カ月かかってしまうこともあります。

申立には、陳述書とか暴力に関する時系列とか、住民票が中身として必要です。

12条の5項に、配偶者暴力相談支援センターの職員とか警察に保護相談したり、保護を求めたかどうかというふうに書かせる。そういうセンターに相談したり、警察に保護を求めたりしていないと、2項で公証人の認証を受けたものを添付しなければいけないというふうになります。

要件がきちんと充たされる必要がありますので、申立書作成が大変ということはありません。

藤田 そうなんですね。だから、法律で認められるけれども、その認められるところに持って行くまでが大変だというのが私たち実務家の感想なんですね。

添付書類で住民票とか戸籍謄本とか、それから診断書とか陳述書。そのほかに、今、村松先生が言われたように「警察にいつ駆け込んだ」「女性センターにいつ相談した」というような、そういう証明も出さなければならない。そういうことも全部思い出して、そういうものを付ける。もちろん、実態のないところに命令が出されても困るから裁判所のほうとしては証明しろというようなことを要求するのかもしれませんが、実際のDV被害者にとっては、申立をするまでがなかなか大変だということのも現実なわけですね。

弁護士のところに行つてそういう手続きをしてもらえばいいというふうにする人はまだ解決の道もあるわけなんですけれども、鬱になってしまって家に閉じこもったり、あるいは誰も相談する人がいないというような、そういう人たちもたくさんいるわけですね。

いろんなところでそういう人を支援するためにボランティア活動であったり、シェルターをつくって紹介したりというようなこともしてますけれども、どういうふうにしてそういうDVの被害者を具体的に救うかというようなことをちょっとお話してもらいたいと思います。どちらがお話しして下さいますか。

例えば、夫から暴力を振るわれて痣だらけになって、それで弁護士事務所に飛び込んできた。子どもは学校に行っているし、夫は会社に行っているし。昼間、とりあえず弁護士事務所に駆け込んだという人に、どんなふうに対応するかをお話ししていただきましょうか。

門間 まず子どものことがとても大きいですね。夫はそういう暴力夫なので離婚を考えている人も多いです。一緒に連れてきた子どものことで「子どもの学校を換わるのはどうしましょう」と心配します。休ませるのは忍びないとか、春休みまで待つとか、休みまでちょっと待って逃げるとかということがあるんですけど、私はとにかく子どもを

連れて、女性センターなら女性センターへ、実家が何とかしてくれそうなら実家へ、あるいは、民間のシェルターとかで空きがあったりすればそこへという感じで、とにかく子どもを連れて逃げるように言います。「1週間や10日ぐらい学校を休んだって何でもありませんよ」とアドバイスします。子どものことを安心させてあげると、割と逃げやすいのかなと思います。

DVで逃げようと思っている人は弁護士事務所にいきなり来る方はなかなかいない。例えば警察に相談したり、夫のいないときに近所のおまわりさんに相談したり、市役所とか区役所の福祉関係の窓口相談したり。そういうところでいろいろなところに相談している。夫はどうもおかしいなと気付いたら、無料の行政の法律相談とかに行ったりしている。とてもそういうこともできない人も中にはいるかもしれませんが、私の経験しているところだと何とかそこまでたどり着いて、弁護士のところに相談して、あるいは直接女性センターに逃げていったりということもあります。ですから、いくつかのやり方をアドバイスしてあげて、それを自分でやれるような力がまだ残っている人はどこかにいったん避難して保護を求めるということも一つの方法です。

あるいは、この辺にいととても危ないとなれば、女性センター同士で連携も可能です。私のやったケースだと、和歌山とか大阪の辺りから全然知らない宮城県のほうに逃げてきたという方もいます。センター同士で連携もやっているようです。そういうことで、私たち弁護士も女性センターとつながりを持っているといういろいろ相談しやすいなと思います。

村松 飛び込んで来たときですね。まず、本人が一番どこが安心か、何を最優先課題にしたいかを考えてもらいます。そして安心なところに身を置くことこそが一番重要なことであること、その際経済的な支えがあるのかどうか、無ければ生活保護という方法もあることなどを伝えながら考えてもらいます。そうでないと、夫・家からがんばって離れても、経済力がないとやっぱり不安になってしまって、家を出たけれども戻っちゃう。「自分が我慢すれば何とか子どもと自分は生きていける」みたいに思ってしまう、戻ってしまうケースがしばしばありますから。

DVを長年受けてきた人たちは、すごく傷ついて自己評価が低いので、一歩が踏み出せない人たちなんです。ですから、公的な女性センターとか民間の支援センターを紹介して、弁護士だけではなくて、いろんな支援してくれるところがあるというのを知ってもらう。そのあとで少しずつ自分の生き方を決めてもらうということをしています。

暴力は怖いと思いますが、夫の行動パターンは今までの経験からある程度予測できるし、爆発しそうなときの回避のある程度の対処の仕方はわかっているんですよ。「何とかをやったら夫はこう来るだろう」等。どのくらいの期間と準備で逃げるができるかというようことを本人に算段してもらう。そこが自立へのワンステップかなということで、こちらでは焦らないで「いつでも支援します」と。

また、そのときに、暴力を振るう夫、男性の特徴も言います。そういう人たちは往々にして強い人、権力があるところには弱いから、弁護士が内容証明を出すことで暴力が止まることもあるという話もします。保護命令の審尋で裁判所に呼ばれるとおとなしい人が殆どだと。だから、彼女がすごく怖がっている彼、それは夫婦間での力関係だけで、

本当は弱い人間なんだということを説明します。

妻の周りの人は救ってあげたい一存でいろいろ、すぐに「次に、次に」というふうにやるんだけど、本人の気持ちが追いついてこない限り、空回りしてしまいますので、そこはこちらもゆっくり構えます。落ち着いて対応しないと、相談者の心理的な葛藤などに巻き込まれてしまうことになっちゃうのではないのでしょうか？

藤田 さっき言ったように、子どもが学校に行っている、夫が会社に行ってる。「もう耐えられない」と思って、とりあえず女性センターとか法律相談とか。仙台で言えばハーティ仙台みたいな女性の集まりで、被害者の話を聞いてシェルターを紹介したりとか、元気づけたりというような、そういう活動をしているところに来たりして、「とにかく怖くて帰れない」という人の身柄をどうするか。どこに住むかというような問題があるわけですね。実家で余裕があれば実家で引き受けてもらおうし。

そのとき、絶対に必要なこと。離婚して親権を取りたいんだったら、子どもをとにかく連れて出ることだと。学校の帰りに子どもを迎えてそのまま実家に行くとか、あるいはそのまま女性センターに保護を求めるというような。子どもと離れちゃいけない。

自分の安心できる場所をだいたい確保しておいて、それで離婚の調停というのを出すことになるわけですが、でも、そういうときって夫はほとんどが離婚に同意しませんよね。それで調停に出さなきゃならない。その間の経済的な問題とかというのもあると思うんですけど、その辺はどんなふうにしていますか。

例えば、実家に帰って身は寄せたけれども、あるいは友達のところにいる。弁護士に相談して、弁護士から夫に「離婚しませんか」「離婚してください」というような協議離婚の申し出をしても、夫はガンとして聞かない、生活費もくれないというようなときにはどうしますか。

村松 女性センターのほうに行って相談すれば、一時保護して下さると、生活保護も何とかして下さるというようにすることもありますが、実家に戻れるというようなことであれば、「じゃあ、戻りなさい」という形で、とにかくお金がなければ全然始まりませんので、そこは決断してやってもらう。離婚調停を出す場合には、婚姻費用の分担請求も一緒に申し立てます。

人によってはどうしても、全部が全部ではないですが、男性はやっぱりみんなから評価されたい。そういう男性というのはいい人だと思ってほしいんですね。ですので、内金みたいな形で「困っているはずだから」と言って送ってくる人もいます。

門間 やはりお金がないことをとても心配なできるので、そうならなかったら、今、村松先生がおっしゃった生活保護というのは割と有益で使い活かせます。個人が行って支給を渋られても、例えば私たちのほうで保護課のほうに言ったりすると支給されるということもあるので、生活保護は頑張れば出るということはあると思います。

それと、自分名義の預貯金の通帳とか、子ども名義のものがあればそれを持ってきて使う。今、夫名義のものはなかなか下ろせないんですけど、キャッシュカードとかでうまく下ろせるようなものがあれば最終的に離婚のときに清算する。慰謝料とか財産分与の中で清算すればいいので、私はそれは使って構わないとアドバイスしています。使った



額とかをきちんとわかるようにしさえすればあとで調整できるので、「持ってきて使って大丈夫です」とアドバイスしています。

離婚を考えて一緒に暮らすというのはないんですけど、女性も自立して、全て夫名義の通帳に貯金をしてしまうなどということはやめて、例えば、家庭に入っているいわゆる専業主婦と言われる方でも、自分名義の口座とか自分の収入とかをきちんとやっておくといいのかなと思います。今までは不動産も全部夫、預貯金も何もかも夫というような方が結構おられるので、それは意識を改革して、妻だってそれなりの家事労働をしているわけですから、何でも夫、夫ではないのではないのかなと思います。これからの方にいろいろとそういうことは気を付けてもらいたいなと思ったりします。

藤田 次に子どもとの関係ですけれども、離婚はしない、子どもも渡さない。仮に離婚はいいとしても自分が親権者だと夫が主張するケース。それから、親権者は譲っても1カ月に1回とか、2回とか、面接を要求するというような、そういう夫がほとんどですね。そうしたときに、当然、親権者にならなかった親には子どもに面接する権利があるわけです。

今度は別れたあとの話ですけれども、妻のほうは暴力を振るうような夫に子どもを会わせに行くのも怖いし、子どもも怯えていると。そういうようなときに、夫から「子どもに対して面接だ」というような話が出た。それはどうすればいいでしょうね。

村松 それは断ります。ただし、基本的には面接交渉は子どもの権利ですし、私は別れたとはいえ両方が親であるわけですから、将来的には別れている親と子どもが会うことが望ましいことだと思っています。会わせないというのは、それは誰のためにもならないと思っているんですが……。

しかし、DV直後である離婚調停とか離婚直後は子どもも不安定になっていることが多いと思います。妻自体、離婚調停中、夫の姿を見掛けただけで本当にガタガタ震えてくる女の人もいますね。そういう妻の場合は、夫との同室は絶対に避けても貰います。家庭裁判所では配慮していただいて、調停の部屋を替えてもらうというようなこともやっていただいています。このような妻の場合には、その心理状態というのは子どもにも伝わりますので、「このような状態での面接交渉というのは無理です」というふうに調停員のほうに話をします。調停員も最近はかなりその辺は上手に対応して下さいます。

夫側にも代理人が付いていたケースですけれども、離婚時、1年後に会わせることができるかどうかを代理人双方で集まって話をしてみましょうということを決めたこともありました。

「すぐに子どもと会わせろ。要求が通らなければ離婚しない」ということについては、そういうことで対処しております。

門間 皆さんのお手元にある資料の表みたいなものが載っているのは、日弁連の研修で配付されたものです。著作権はそちらにありますので、使用にはご留意いただきたいんですが、この資料の中に、暴力を子どもがどういうふうに見ていたとか、見ていないかという統計があります。だいたい半分ぐらいの子どもは父親から母親に対する暴力を見ていた、あるいは見てはいないかもしれないけど、

声を聞くとか、音を聞くとか。そういう経験をしているという統計があります。

私は暴力を振るう父親というのは、子どもに対しても虐待をしていると思います。子どももとてもそのことによって傷ついている。父親が会いたいというのは、そういう気持ちを完全に否定はしませんが、それを自分なりに解決していただいて、自分のやった暴力を自分の中できちんと受け止めてもらわないうちは簡単に会いたいという気持ちだけで会うことは出来ないと思います。寂しいから会いたいとか、お金を払っているから会いたいとか、子どもは自分のものではないのでその辺をよく考えていただきたいと思います。

ですから、しばらく時間をおかないと。私はドメスティック・バイオレンスが原因で離婚したケースは、当面は面接交渉は子どもにとっても良くないと思っているということでお断りしています。それを調停員などから話をさせていただくと、夫のほうはどうしても最初は会いたいと言うんです。特に、突然妻と子がいなくなってしまったりすると。その人はその人なりに子どもには愛情を持っているかもしれませんが、子どものことも心配しているので、会いたいという気持ちは否定しませんが、「子どもは大丈夫です、大丈夫です」と言ってあげて安心させて、「少し時間をください」というようなことを言います。

調停が終わったあとで「それでも会いたいんですけど」などと私に連絡してくれる当事者の方は、私は今まで1件ぐらいしかありません。だんだんに落ち着いて、面接交渉を強く言わなくなる方のほうが多いのではないかと私は思っております。

藤田 私は逆に離婚まではしようがないと思っています。

調停で離婚したんですけれども、そのあと「子どもに会わせてくれ」ということをしつこく言ってきた、別れた妻のほうは、子どもが1歳ぐらいで「一人で会いに行きなさい」というような年でもないし、自分が連れて行くというのはとても怖い。やっと別れた夫の顔をもう見たくないし、思い出したくないというようなケース。ただ、夫のほうは面接を非常に強く言ってきた、もちろん、それなりに養育費も払っていて、面接の調停というのを出してきた、私のほうは写真を送るとか、子どもがどういう状況だということを書いて送れば、少しそれで夫が慰められるんじゃないかというふうに思ったんですが、夫は「どうしても会いたい」と言って、それで調停を出してきた。今、お二人が説明したように、調停員は無理に会わせるということはしない。1歳ぐらいの子どもだと、子どもが父親を恐れるとか、子どもが父親に会いたくないという状況じゃないから、ひとえに母親の問題なわけですね。

それで、私がこの間したのは母親代わり。裁判所の面会室みたいなのがあるんですけど、私が母親代わりで子どもを連れて、そこで会わせた。そういうことを3回ぐらい続けて、どこまでも付き合っているわけにはいけないので、「あとは時々写真を送ります」と言って、母親のほうもだんだんに落ち着いてきたら、「母親のほうから会わせるという形になるでしょうから」ということで、調停を取り下げてもらったというのがあるんですね。

私は結構子どもの面接に立ち会う。ファミレスと一緒に食事をして、私はこっちの席で何か起こらないように見ているとか。この間は科学博物館に連れて行くというので、それを。私は科学博物館にちっとも興味もないのに、グルグルと子どもと父親と一緒に付いて歩いたとか。それから、

クリスチャンの夫が教会で子どもに会いたいというので、私はクリスチャンでもないのに一生懸命お祈りをして、教会で会わせたりということをしたこともあります。

結構そんなふうには、本人は会わせたくない、だけど、やっぱり父親としては会う権利があるというときに間に入って、私も付いていくというようなことをして、だんだん、だんだん、そうやっている、父親のほうも「そんなに頻繁じゃなくてもいいよ」ということになったり、あるいは母親のほうも少し落ち着いてきて、子どもを連れて行って、あとで連れ戻しに行くというようなことができたりというようなことをしている。

非常にここで難しいのは、父親は子どもに会う権利があるけど、それをおじいちゃん、おばあちゃんにも会わせたいという場合。父親は暴力を振るうんだけど、おじいちゃん、おばあちゃんもかわいがっていたというようなケースもあったりすると、「おじいちゃん、おばあちゃんに会わせたい」という希望を出す人もいます。そこまでは広げられないよということで、面接の問題はいろいろ難しいところがあるんです。きょうのドメスティック・バイオレンスからちょっと外れるので、またの機会にしたいと思います。

もし、皆さんのほうでご質問があるようだったいろいろ質問していただいて、そうじゃなければいくらでもこんなふうには話を続けることはできるんですけど……。

質問を受け付けましょうか。何でもよろしいですので、お二人にお聞きしたいことがあれば手を挙げてください。いっぱいいますね。こっからいきましょ。

—— DV被害者の方が相談にいらっしゃる時、女性弁護士を希望しますか？ それとも、女性問題について広く扱っている弁護士を選ぶなど、何か基準があるのでしょうか？

村松 女性弁護士という指定をされることもあります。30年来のDVで、夫は嫉妬妄想があって妻をいじめた。その夫がガンを発症して、それでさらにDVもひどくなるというような、そういう状況だったんですけど。妻のほうはいろいろ相談に行った。市役所や弁護士会で男性弁護士にも会ってます。男性弁護士に相談したら、「もうすぐ死ぬんでしょ。財産もくから待たないでいっちゃ」っていわれた……。そういうアドバイスを受けた女性が、「もう男性弁護士には会いたくない、相談したくない」と。だから、相談するなら女性弁護士を紹介してほしいという指定で、弁護士会の紹介でくることはあります。

あとは、いろんなルートがあるので。

もちろん、私たち女性弁護士ですけれども、男性のほうから依頼されたりもします。私は、加害男性の代理人になったこともあります。いろいろですね。一概には言えないと思います。

藤田 男性弁護士ですごいDVとかセクハラとかに詳しい方もいらっしゃる。弁護士を特定しないで、法律相談センターというところに「こういう問題で相談したい」というと、「女性弁護士がいいですか」って言って、「女性弁護士をお願いします」と言うと、女性弁護士が紹介される。

法律相談センターというところでは、誰がどんな分野が強いというのを知っているので、だからDVの相談に来たら、「じゃあ女性弁護士がいいだろう」ということで法律相談センターから受けるということもあるし。それから、

ハーティ仙台っていう女性の集まりのところが、「じゃあ、この女性の弁護士に相談してみたら」というので紹介されることもありますね。

—— 保護命令があまり機能的ではないというお話でしたが、法律ができた今も仮処分に対応したほうがいい場合があるのでしょうか？

村松 私たちは制度がある以上は、保護命令でやります。仮処分のほうは、例えばDV防止法がフォローしていない場合に、仮処分で接近禁止、架電禁止とかを申請する。DV防止法では、改正されて『子どもへの接近禁止』は平成16年、『親族への接近禁止』は去年、改正になって今は親族まで入るようになりました。入っていない場合に仮処分をやるということです。ある制度は使うというスタンスです。

門間 私自身はとても家から出られないとか、弁護士に相談にも行けないとかというケースをあまりやったことがなくて、女性センターの方から紹介されたというのが多いんです。

保護命令は、弁護士がやると申立に十分な資料を用意しますので困難な面もあるんです。だけど、例えば女性センターまで逃げて行けるような方だったら、女性センターの方が手伝ってやってくれます。個人でやったほうが私は裁判所も通してくれるんじゃないかと思ったりしています。被害者本人の方が頑張って暴力を受けたようなことを時系列に思い出したり、そこを埋めていろいろ書いたりすると、割と通してくれるのではないかという印象を私自身は持っています。

ですから、ご自分でやる元気があって、サポートを受けられるような体制がある方は、保護命令を自分でやると思ったよりもしっかり出来ると思います。女性センターから紹介されて来た方とか、女性センターの方が一緒に付いて来てくださったら、女性センターの段階で保護命令を自分で取りましたという方も結構います。

この法律の保護命令というのは、相手を裁判所に呼んでくれますからとても有用です。普通は裁判所に来ます。来て、裁判官にいろいろ聞かれるだけでもとても効果がある。さっき村松先生が内容証明と言いましたが、そういう人って裁判所などを敬遠しています。そこに呼ばれるだけでもとてもおどろいてやめるということもあるので、自分で申立てる力が残っていて、サポートを受けられる方だったら保護命令というのはとてもいい制度だと私は思っています。ぜひ利用するといいと思います。

村松 さっき私が保護命令を出したというのは、それは女性センターが関与していたケースです。女性センターが手伝うことで、自ら保護命令の申立が出来た人たちもたくさんいますが、そのケースはうつ状態が強くて、とても自分では申し立てられないというケースで、女性センターの人たちも手を余し気味でした。女性センターの人たちの手を借りながら、時間を掛けながら、少しずつ、やられたこと・過去を思い出してもらい、時期を見て、申立てました。

女性センターの人たちはとても頑張ってやってくださるので、抱えてしまうとバーンアウトしやすいと思います。ですので、弁護士が、依頼者とセンターの人を共に励ましながらかしきを進めるということもあります。

藤田 あとは何か質問……。

—— 保護命令違反があった場合、それを誰が発見し、どうやって使うのでしょうか？

村松 たぶん違反状態があったら、私だったら警察に通報します。但し、まだ保護命令違反で通報したことはありません。

先ほど報告したケースは、夫のほうもうつ状態がひどくなっちゃったんです。保護命令が出ると裁判所は警察に連絡をするんですね。すると、警察がその本人に連絡するんですよ、「こういうことをやっちゃいけない」と。それを聞いたら夫のほうはすぐうつが悪化しちゃって、悪化した状況で向こうに代理人が付いて。「今、とてもひどい状況なってます。何とか子どもにだけでも会わせてもらえないでしょうか」という連絡が入り、保護命令の期間がすぎたら離婚、面接交渉を交渉することになっています。

門間 私も経験してないですけど、何件かは新聞報道などで。裁判を受けて執行猶予になったとか、あるいは収監されたとか、一回執行猶予になったけどまたやって実刑になってしまったとかいうニュースをいくつかの新聞で私は見たことがあるので、そういうケースはあるとは思っています。村松先生が言ったように、おそらく改正法では保護命令が出た場合は配偶者にもセンターに通知みたいなことになっていると思うので、関係各方面には通知が行くし、皆さんそれなりに注意をしているようであります。

何より接近禁止とか退去命令を受けたのにやって来たとかというときは、警察に言えば警察はそれをわかっているので逮捕してくれるし、起訴しようと思ったらそれは事件になるということになります。

—— きょうのお話は女性、妻、被害者側をどう保護するかという方向で進められていたと思います。加害者側の傾向に関しては、治療や予防等において、弁護士がどうかかわっていくのかについて教えていただきたいです。

門間 アメリカだと、こういう暴力の判決のときに「一定期間更生プログラムを受けなさい」とか、「カウンセリングを受けなさい」とか。正確ではないんですけども、そういう付帯条件みたいなものをきちんと付けて、男性を立ち直らせる。男性自身を立ち直らせて、このような暴力を振るわないようにというプログラムがあると聞いています。

残念ながら日本は執行猶予になっても保護観察ですから、そこで具体的な条件は付けられない。「カウンセリングに行け」とかいうことはないし、そもそもカウンセリングをする側でもそういう治療プログラムはおそらくないと思います。東京ではどこか一カ所ぐらい男性向けのプログラムをやっている組織があるというふうに、私がこの法律ができるころにかかわったときにはそういうお話を聞いたんですけど、実際問題そこに来てくれる男性がとても少ないと聞きました。また、来てもなかなか続けられない方もいるということだと思っています。

弁護士がどうやってかわかるかというのは、これは法律の問題ではなくてその人自身の立ち直りの問題です。皆さん御存知だと思いますけど、暴力の連鎖といいまして、人に暴力をする人は自分も幼いころに虐待されていたとか、

自分の父親が母親に暴力を振るうとかいうのを見ているとか、必ずしもそうじゃない方もいるんですけど、そういう連鎖がある方もいる。やっぱりその人自身が立ち直っていくという、何かプログラムとかシステムがないと立ち直りは難しいと思います。

しかも、そういうシステムやプログラムがあっても、その人自身が「暴力はいけないことだ」とちゃんとわかって、それを直したいと思わないとうまくいかないんですね。ですから、とても難しい。私がやっている事件の中でも、ちょっと（年が）上の方だと「何回言ってもわからないからつい殴ってしまった」と。「殴られる理由もあるんです」などと一生懸命言ったりするので、私も男性側に言うんですけど、いくら言っても通じないんですね。「だってあなた、他人だったらどんな理由があったって手を出したらだめってわかるでしょ。どうして妻ならそれがいいと思えるんですか」って言っても、そこは全然、理解困難なんですよ。だから、そういう人がどんな理由があっても暴力はいけないとわかって、かつ、それをどうして自分がやってしまうのかを何とか考えようと思うまで行くには、弁護士ではなくて、もっと違う人がサポートしないとなかなか難しいのかなと思います。

村松 そこがDV法の限界と課題というふうに言われているところですよ。受講命令がないとか、加害者のケアがないというふうに言われているところ。だから、おっしゃるとおり男性は離婚するときには奥さんと子どもにすぐ執着するんですけども、だめだとなると、今度は次の女性ということになる。それで、どんどん被害者が増えるということになるんですね。

今、門間弁護士が言った治療プログラムで男性をやっているというのは、精神科医の斎藤学先生のところだと思います。斎藤学先生がDVのこととか虐待のこととか治療しておられます。DVも虐待も同根なんですよ。暴力での他者支配というようにところで共通なので、その行動改善のために男性プログラムを開発しています。

仙台では同じようなことを東北会病院の石川先生がやろうとしておられます。東北会病院、東北会病院を親病院としてカウンセリングを行っているワナ・クリニックが、男性グループをやっています。確かに少ないんですけども、やろうとしています。

私は強制わいせつ事件とかDVの加害者というような人については、そのワナ・クリニックとか東北会病院につないでいます。

藤田 私のやった事件をちょっとご紹介したいんですけども。

夫が公務員ですごく外ではまじめだったんですけども、家に帰ると妻に暴力を振るう。例えば、妻のよそった熱々のご飯を「おまえのよそった飯なんか臭くて食えない！」って投げつけて、妻がそれを顔に受けてやけどしたとか。夜中に起こして、「酒買ってこい！」「つまみ買ってこい！」。買ってこない髪を引っ張って、玄関の外に引きずり出して中から鍵を掛けちゃうというようなこと。男の子が2人いたんですけども、その暴力に耐えられなくて、子ども2人を自分が取って離婚したんですね。養育費もきちんと決めて、養育費もちゃんと払ってきて。

子どもが3つと1つのときに引き取って離婚したんですけど、上の子どもが中学校に入ったら家庭内暴力を振るうようになった。母親が非常に怖いと思ったのは、3つの



ときに別れて、父親のしてることはあんまり記憶にないはずなのに父親と同じことをする。よそつたご飯を母親に投げつける。「おまえがよそつた飯なんか臭くて食えない！」って言って投げつけられたときには本当にびっくりしたと。別れた亭主と同じことをしている。夜中に「これを買ってこい」とか「何を買ってこい」って言って、母親を外に出して中から鍵を閉めちゃうというようなことで、まったく父親と同じことをしている。

それで、どうしようと。こういう子どもはむしろ父親に育てさせたほうがいいんじゃないかっていうことで、自分が親権者になったんですけれども、親権者変更の申立というのをやってみたんです。そういうことを言えないので、子どもが中学校に入って、男親に育てられるのもいいんじゃないかというようなことで親権者変更の申立をしてみました。

父親はその申立を受けたときは非常に喜んだ。中学校だったらもうそんなに手を掛ける必要もないから、自分のところに来て、自分のところから学校に通うんだったらそれは楽しみだと言って。それで、夏休みに試験的に父親のところに行って生活するということになったわけなんです。父親は静岡で、子どもも仙台で飽き飽きしていたので、「父親のいる静岡に行ける」って喜んで行ったんです。夏休みの1カ月の間、最初はいい子にしていたんだけど、後のほうになったらそれこそ父親に対して暴力を振った。父親もびっくりして、「おまえの育て方が悪いからこんなになったんだ。こんな子は引き取れない」ということで、親権者変更は応じないということになったわけなんです。

この事件ばっかりしゃべっててもしょうがないのですが、そうふうに見ていると、遺伝かどうかははっきりはしないけれど、3つの子どもだから、父親を見ていて同じことをするというわけでもないし。だから、暴力の連鎖ということ。自分が暴力を受けて、それをまた他人に暴力を振るうというのはわかるんですけれども、私はその事件をやったときに「これは何なんだろう」というふうに思ったわけなんです。だから、やっぱり暴力を振るう側のほうを解決しないことには、本当の事件の解決にはならないというふうに思うわけですね。

暴力の原因がアルコールだということだったら、東北会で禁酒の会というのを家族をもとにつくって、お酒を飲まないで暴力を振るわないようにというようなことがあるけれども、必ずしもアルコールと暴力はイコールではないので、やっぱり何で暴力を振るうのかというところを医学的にもいろいろ解明していかなくや本当の解決にはならないと思うんですね。

村松 東北会病院は、アルコール治療だけではなく、もっと広く依存症関連の専門的治療をやっており、広範な嗜癖関連（買い物・ギャンブル依存）や思春期の問題（摂食障害等）も扱い家族教育プログラムというのもやっています。アルコール依存症は人間関係の病。アルコール問題から発生して、アルコール家族で生まれ育てられた子どもがどういふことになるかということ、アルコール依存症という病気を持つ親のもとで育った子どもたちは、緊張と混乱の中で育つため、心の問題を抱える場合が多いということで、家族をケアするための機関として、ワナ・クリニックを開設したと聞いています。アルコールも嗜癖、暴力も暴力嗜癖と捉え、共通性があるというふうにも言われているんです。

そういうことで東北会病院・ワナクリニックではカウンセリング、それからグループというようなこともやってるみたいです。

だから、治療するところがないんですよ。どこも引き受け手がなくて、唯一あるかなというふうに。それで私は東北会病院を利用しているということです。そこは精神科ですが、カウンセリングを主にやる治療機関として北仙台にワナ・クリニックというのをつくっているんです。

—— 相談を受けた時にどのようにしてDVであるかどうか判断しますか？ また、女性が加害者のケースについてお聞かせ下さい。

村松 女性に加害者のケースは知ってますけど、私が担当したものではありません。そのケースは男性が保護命令を申し立て、2週間の退去命令が女性に対して発令されました。法律のDVの定義は配偶者からの暴力」と性的には中立です。男性が被害を受け、女性に対して退去や接近禁止が出る、そういうケースは十分にありえます。裁判所でも、どっちも加害者になり得るということで運用していると思います。

それから、DVかどうかという判断についてですが、基本的に暴力を振るうのは、パワーゲームというか、支配をするためということなので、私は夫婦が対等な関係にあるのかどうかということを留意します。きちんと自分の不満とかが言語化できて、コミュニケーションがきちんと行われている夫婦かどうか。そこが威圧されていたり、ギクシクシしているようだと、DV法に規定する『暴力』にすぐに当てはまるかどうかはちょっと置くにしても、コミュニケーション不全の夫婦ということで、いろいろ聞いて、アドバイスができるころはしたいし、しようと思っています。

門間 おそらく参考になるのは、お手元に配ったこの日弁連の2007年12月14日の下の丸い表ですね。今、村松先生がパワーコントロールとおっしゃいましたけど、率直に言って離婚の相談を受けてDVではないケースはほとんどないです。心の支配とか、体の支配とか、経済的な支配とか、何らかの圧力を受けている。そういうことが必ずある。冒頭にも申し上げたかもしれませんが、殴る、蹴るだけが暴力じゃないというスタンスで、おそらくここにいる弁護士はみんな相談に乗っていると思うんですね。

ここにあるこれは何も男性、女性に限らずにこういうことがあると。左のほうに「男性の特権を振りかざす」とありますが、例えば家庭内で女性のほうが経済的に収入があつて逆転するということは、おっしゃるとおり力強いとなる可能性があります。いろんな意味で強いとなりえます。ドメスティック・バイオレンスって力関係の問題なんです。ですから、そこをポイントにこういう話を聞くとDVなのかどうかというのはわかってくるんじゃないかなと思うんですね。

性的暴力でも、望まない性行為を男性が強要されるということも。逆パターンはいくらでもあるし、今言ったように経済的暴力でも、女性のほうがはるかに収入が多くて、男性がたまたま失業してしまったりして、それをひどく「あなたは何で働かないの」とか、「あなたは役立たずだ」「男のくせに」と責めることはあり得るし、現にあるんだと思います。

—— 精神的DVや完全に無視をして孤立させるようなドメスティック・バイオレンスでは、10条の保護命令は使えますか？

門間 この条文の掲載はあくまでも「配偶者からのさらなる身体に対する暴力」となっているんですよ。保護命令を取るための要件としてはいろんな前段階がありますけど、「身体的な暴力を受ける可能性がある」ということじゃないとなかなか、保護命令をそのままに受けることは難しいんじゃないかと思うんですね。

それはなぜかという、暴力の場合にはとても広がっているし、それは認知されていると思うんですけど、他方、罰則の29条で、やったと言われている人に懲役あるいは罰金を科す。有罪にしてしまう、前科を付けてしまうわけなので、それにはやっぱり一定のバランスがいるということがあって。そういう兼ね合いの中で、暴力の概念はとても広がっているんですけども、保護命令を出してもらうための暴力というのは「配偶者からのさらなる身体的な暴力」というふうに、ある程度絞らざるを得ないのではないかと思います。

—— 10条にある「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者」というところは広めに考え、「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは」というところで若干厳格に考えているのでしょうか？

村松 去年、条文に「脅迫」が入りました。従前は「身体的暴力」を受けてないと、この保護命令の制度を活用できなかったんです。1回殴られなきゃだめなのかという問題があった。ひどく威嚇されていて、会えばすぐまれてというような状況で、いつパンチが飛んできてもおかしくないような経験をしてきた人も救おうじゃないかということで改正があった、広がったというふうにご理解ください。

—— 加害者、被害者の年代について教えて下さい。それから恋人間でのDVも定義に入るとは思いますが、法律はどうやら想定されていないというふうに読めます。顕在化していないためなのか、それほど問題が深刻化していないことが原因なのでしょうか？

藤田 まず年齢はさまざまです。私が今扱っているのは、両方とも70代です。70何歳の夫が5、6歳若い(妻)に対して。これはそんなに大した暴力ではないけれども、こづいたり、足を出してけつまずかせたりというようなことをやったり。それから、いろいろ出掛ける先をチェックしたりというようなことをやっていて。ずっとそういうことをやり続けて、それがあまり大きな暴力じゃないから放っておいたんだけど、我慢ができないということで70代の相談を受けている。

若い人は若い人なりに。力があるから、物を投げつけたらそれが当たって鼻の骨が折れたというような、そういう深刻なケースもある。だから、DVの加害者の年齢は問わない。何歳でもあり得るということだと思いますね。

もう一つ、DVの被害者を、配偶者とか元配偶者とか親密な関係というふうに特定したのは、やっぱり力の関係だから。たまたますれ違った人が、力が強い、弱いはないわけですよね。継続的な関係の中で力の上下ができる。そうすると、上だということを利用して暴力を振るうというところに深刻な被害が生まれるということで、この法律がで

きた。そういう経緯で、誰でもかれでも、暴力を振るうのは全部DVだというわけではないという法律の趣旨だと思います。

だいたい予定の時間なので……。

坂田 今の関係で、私もちょっとあるんですが……。

第10条2項の(5)を見てますと、DVという範囲のみに限らず、こういうことを受けている被害者、DVでない被害者って結構いるのかなと。そのうちの一部はおそらくストーカー規制法の対象になったりするんだと思うんですが、ストーカー規制法とDVと、必ずしもきれいに場合分けがなくなって、その間の谷間もあるのかなというようなことがありましたので、ちょっとストーカー規制法を。

要するに、立法趣旨も違いますので。僕は(5)に書いてあるのを読むと現代病かなと。現代の病理現象を何とか対処しなければいけないということで法律ができているので、もっともっと統一的な法律になっていけばいいのになというふうに思ったんですけども。この辺り、何かDVあるいはストーカー法というのが共に発展していくような、そういう契機というのは何かございますでしょうか。ちょっと漠然とした話なんですけれども。

村松 お答えになるかどうかかわからないんですが、ストーカー規制法はなかなか使いにくいかなという感じです。

私が今やっているのは、仮処分でやったんですが、妻の父親。例えば、私が夫だとすると妻の父親が「離婚しろ」としつこく言ってきて、みんな具合悪くなってしまったというのがあって、父親に対して仮処分を。だから、架電禁止、接近禁止でやったんですが、全然効かないので損害賠償請求までしちゃったんですけども。

それはお答えになっているかどうかかわからないんですが、ストーカー規制法というのはあまり使えない。「ストーカーにも該当するんじゃないか」ということで告訴したんですけども、警察自体も「それはストーカー規制法ではない。具合悪くなってうつになったんだったら傷害罪じゃないか」とか勝手に読み替えて。捜査を開始してくれたかもしれないんですけど、まあ、使いにくい。

坂田 そうですね。要するに、言葉の暴力というか、マインド・コントロールというか。それを伴ったものが現代病というか、現代の犯罪の一つの大きな特徴でもあると思うんです。それをどういうふうにするかという。DVの場合だったら、DVを振るっている男性。多くは男性の側の矯正の問題も出てくるんですけども、それは単に夫、妻という関係だけじゃなくて、ただの恋人でもあり得るし。本当にすれ違っただけに近いような形の関連でも、出てこなくはないわけですよね。だから、その辺り。

大学のほうでも特に宗教関係で引っ掛からないようにというようなことは注意をして呼び掛けてはいますけれども、今は「注意しろ」というふうに言うだけの問題。でも、これはもっともっと法的な問題を生み出す可能性があるのではないかというふうに、私は少し思っている。もし、また立法の際には弁護士先生のお力添えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。ほかにありますか。

—— 日本全体の政策を見ると窓口をつくって専門家に丸投げしているところがあるような気がします。連携を強

くするとか、地域のつながりを高めていくというのは政治家の役割でもあると思いますし、私たちが、普通一般の人がきちんと理解していくということが、まず加害者を減らす上で有効ではないかと思っています。

村松 おっしゃるとおりで、虐待とか、DVとか、家庭内の暴力というのは、結構孤立している家庭に多いですね。ですので、その辺、地域とどうつながる、つなげるか。隣人の私たちが何かができるんじゃないかという発想での対処が、求められているとおもいます。

特に虐待については、「専門家」と称される人々がかかわってもしくじって、子どもが死んでいるケースがしばしばある。それは、子どもを分離する基準や子どもを戻すときの判断の甘さ等もありますが、専門家が介入しても、当事者の孤立が解消されていないからという気がします。孤立を地域がどうやってカバーできるのかという問題が投げ返えされているんだろうと思うんですね。ただし、そうとは言っても、虐待する人、DVするとかというのは、切れやすかったり、カッとくると自分がコントロールできなくなったりというような人たちで、そういう人の怒りに対処する方法ってそれなりにあるんですね。その辺を身に付けた上で、普通のコミュニケーションができるということを伝えていくというのが、今後本当に大事な作業というか。一緒にこの時代を生きる私たちの責任という意味では、そのとおりだと思います。

門間 今、おっしゃることはもちろん大事な視点で、私たちは目の前の自分のことしか考えられなくなっているような社会に生きていて、すごく追い込まれている。平たく言うと、人のことを構って場合ではないみたいな。すごい競争社会の中で、やってもやっても自己達成ができないみたいなことで、大変だということはもちろんそうですから、DVでも、虐待でも、もっといろんなことで連携とネットワークと専門性というのは、私自身もとても大事だと思っています。

ただ、軽率に立ち入るのは逆にとても危険。親切心でやれるようなことではないと私は思っています。だから、その辺は受け手のほうもしっかり、難しさとか何ができるのかという限界をきちんと見極めて携わっていく必要があるのではないかと思います。

もちろんこういうことというのは弁護士だけじゃ全然できない。例えば、いろんな方と連携するというのは、高齢者の問題でも、子どもの問題でも、被害者の問題でも。そういうスタンスで私たちもやっているんですけど、ただ、簡単なことではない。「頑張って」と言っちゃいけないというケースももちろんありますし、そういう私たちもよっぽどきちんと勉強して、何かの意味付けを自分の中で持ってやっていかないと逆に二次被害になるのではという危機感を私自身は持っています。

藤田 それと、日本は昔から男尊女卑と言われている。その意識の問題があると思います。これはDVだけでなく、セクハラなんていうのも。会社を見てもだいたい給料の額も違うし、給料体系も違うし。管理職と言われているのは男が多いというような、男女雇用機会均等法ができてもしっかりいろんなところで男女差別がありますよね。家庭の中でも共稼ぎをしているけれども、家事・育児は女性がやるものだという意識。それから、老人介護も女性がやるものだというような意識。ずいぶん変わっては

いるけど、根本には男尊女卑の意識がある。それで、男が女を支配する、暴力を振るうというような場面がない。逆パターンもあるけれども、セクハラもそうだし、DVも同じです。そういうようなことで、やっぱり「男女平等で、パートナーなんだ」というような意識にしていかなきゃならない。

ただ、これを上からの教育で意識を変えるというところはまた問題なので、やっぱり身近なところから。例えば、子どもを教育するとか、家庭の中でのいろんな会話とか。自分の付き合っている人にどういうふうを求めるか。そういう意識の問題は長いことかからないと変わらないけど、日本はずっとこれまで男尊女卑という中で意識が育ってきたというところもやっぱり大きいんじゃないかなというように思いますね。

司会 よろしいでしょうか。

——先ほど村松先生の話の中にもありましたが、被害を受けている方自らが、その状況から逃れたいという気持ちになることが必要だと思います。また、かかわる人は、その人に対して当事者性の回復、対等性を示してほしいと感じました。

—— どうもありがとうございました。(拍手)



講演中の藤田先生・村松先生・門間先生



ワークショップの様子



2008年3月3日(月)

## 第2回ワークショップ「モラル・ハラスメントについて」

橋本智子弁護士、熊谷早智子氏

橋本俊和弁護士（コメンテーター）

水野 それでは始めさせていただきます。

講師の方々から、気楽にゼミ形式でと言っていたいておりますので、皆さんも席を前のほうに移して、そしてどうぞ積極的に手を挙げてご発言いただければと思います。

私はこの「モラル・ハラスメント Q&A」という本のあとがきを書くお手伝いをしただけで、この本の企画、製作、プロデュースされたのが、こちらにお座りの熊谷早智子さんです。

熊谷さんに最初にお話をいただきます。きょうは被害者の代表としておいでになっていて、「モラル・ハラスメント被害者同盟」というサイトを運営しておられます。この種の被害は、自分が被害者だと気付いた人たちがお互いにサポートしあうことによって立ち直っていくことがとても大きな効果があります。そして、熊谷さんのご活躍のおかげで、ずいぶんとモラル・ハラスメントの概念が流布してきました。そのモラル・ハラスメント界といえますか、その世界の中では知人ぞ知る「大ママ」と呼ばれる有名なお方です。でも、活躍の場所を限定しておられますので、実際に実物の大ママに会えたことのある人は、本当にわずかなのです。ほとんどネット界とマスコミへの情報提供でご活躍ですので、皆さん非常に貴重な実物を目にしているわけですが、先ほど院長からのご説明がありましたように、守秘義務のほうをよろしく願いいたします。

最初に、熊谷さんにモラル・ハラスメントとはどういうものなのかということをお話いただきまして、その次に橋本智子弁護士、本の著者のお一人で、モラル・ハラスメント被害者に向けた法律的支持のところを書かれた橋本先生にお話をいただいて、最後に橋本智子先生のパートナーの俊和先生にコメンテーターをしていただきます。

そして、随時質問時間を設けますので、皆さんもどうぞ気楽に手を挙げて聞いてください。

それでは、最初に熊谷さんから話を伺います。

熊谷 はじめまして、熊谷でございます。

私が「モラル・ハラスメント被害者同盟」というサイトを開いたのは、2003年の1月19日です。ちょうど5年が過ぎました。そのころモラル・ハラスメントというのは、知ってる人は日本国中にいったい何人いるんだろうかというような、それこそ全然知られていなかった概念でしたが、このごろテレビとか、新聞とか、雑誌とか、マスコミのほうで取り上げてくださって、かなり広まってきたと思います。

私はモラル・ハラスメントの被害者だった妻という立場、夫から精神的暴力を受けていたという立場です。たぶん私を知っている人はみんな、「なぜこの人が」というくらい私はかなりはっきり物を言いますし、「家庭の中できつとかかあ天下に違いない」と、たぶん、100人いたら100人全員そう言うだろうというような感じの人なんです。被害者になってしまいました。これは心理学的なパワーゲームみたいなものが作用していたということです。

これは『モラル・ハラスメント』。イルゴイエヌさん

というフランスの精神科医の方が書かれた本なんです。それを讀んだときに「すべてこれは私のことだ」と。もう、その場ではっきり思いました。「なぜこれが世の中に知られていないんだろうか」というのがすごく不思議だったので、「これは広めなきゃいけない」と思いました。私は精神科医でもカウンセラーでもなく、本当にその辺で買い物カゴを下げているおばちゃんなので、私にできることは何だろうと考えたときに、「広めることだ」と思いました。それで、インターネットのサイトを通じて日本国中に、みんなに教えてやらなきゃいけないと思いました。

5年の間にだいぶ広まってきて、「モラル・ハラスメント」と検索をかけると、たくさんのブログが出てきます。そのほとんどが家庭内のモラル・ハラスメントなんですね。モラル・ハラスメントというのは家庭内とか、職場とか、とにかく複数の人間がいるところではほとんど発生するであろうものなんです。たまたま私は家庭内のモラル・ハラスメントだったので、そのみを扱うサイトをやりました。職場のモラル・ハラスメントになりますと、「職場のモラル・ハラスメント対策室」というのをはじめ、いろいろなサイトがあります。

家庭内のものと職場のものではまったく質が違ってきますので、これはカテゴリー別にちょっと分ける必要があるんですけども、その根っ子にあるものは1つなんですね。加害者と呼ばれる人物——自己愛的な変質者、イルゴイエヌはそう書かれていますけれども、そういうような人格に問題のある人が起こす。家庭内で起こす、職場で起こす、学校で起こす、PTAで起こす。その人に問題があるわけですね。なのに、なぜか家庭内であれば妻が、ちゃんとしていない奥さんが悪い。あとは、上司に叱られる部下が悪い。そういうふうに、なぜか被害者のほうが責められるような状況になってしまうんですね。

例えば、家庭のものはジェンダーと言ってしまおうとそっちのほうに行ってしまうんですが、日本的な文化といえますか、「女は男より一歩下がって」とか。このごろはちょっと違うようですが、「男を上手に操って、手のひらで転がすようにするのは女が賢い」みたいなことを言われます。

そして被害者は、必ず二次被害というのを受けます。「私の夫はこうなのよ」「ああなのよ」としゃべったときに、「そんなことさせるあなたが悪いんじゃない？」っていうふうに言われるんです。これは加害者の非常に小ざかしいところで、そういうふうに持っていくようにするんですね。だから、犯罪者と言ってもいいんじゃないかと、私は別に被害者だから悪く言うわけじゃないですけども、そのぐらいに言ってもいいんじゃないかというくらい妻を支配下に置きます。

この支配。一番最初はどうなのかというと、加害者と言われる人は非常に魅力的な人物な場合が多いんですよ。非常に能力がある。明るくて、楽しくて、とっても優しく。ところがその支配下に置こうと思う人物を手に入れると、ガラッと豹変します。「釣った魚に餌をやらない」という言葉がありますけれども、まさに私はそうだと思っていたんです。「ああ、釣った魚に餌をやらないっていうのはこれのことか」と思ったんですが、それにしてもかなり極端に豹変しました。しかも、新婚旅行の途中でコロッと変わりました。今まであんなにいい人だったのに、なぜここまで……。無視をしたようにブツと向こうを向く。「何か私、この人に悪いことを言ったかしら……」と、新婚旅行の最中、ずーっと思っていたんですね。そうしたら、ほんの小さな、些細なことが原因。それも10何年も経ってから、

「あのとき実はこうだった」みたいな話をされました。そのようにある日突然、自分の獲物を手にしたときに彼らはコロッと変わります。

彼らの特徴の一つに、非常に共感性に乏しいということがあげられます。普通の人ならどんなにひどい旦那さんでも、奥さんが具合が悪くなったり、風邪をひいたりとか、そういうふうになったら声の一つぐらいかけるじゃないですか。「おい、大丈夫か」とか、「医者に行ったほうがいいんじゃないか」とか。彼らの思考回路は違います。「自分の物である。支配下に置いている。奴隷である女がなぜ風邪なんかをひくの。風邪をひいたおまえが悪い」と責め立てます。だから、私の場合は病気ができませんでした。病気になっても必死になって隠しました。目の前で薬を飲むなんて、そんなことはとんでもない。「私は何ともないわよ」みたいな顔をしながら、布団の中でジッと病気が治るのを待つ。そういうふうな状態になりました。

それから、彼らの特徴その2ですが、責任を相手に押し付ける。「何かあったのはおまえのせいだ」「子どもが病気になったのはおまえのせいだ」「郵便ポストが赤いのも、電信柱が高いのも、全部おまえのせいだ」というふうになります。例えば、家庭内のときは子どもが成績が悪いのはお前のせいだとか、家計ではやりくりが悪いとか。「お金を全部使ってしまった」って言ったときに、「それはおまえの家計の管理が悪いからだよ」って怒られます。

被害者同盟をやってビックリしたんですが、なぜか奥さんに渡すお金が月に5万円というのが多いんです。40万もらっているのが、50万もらっているのが、生活費5万円渡して、「これで全部やれ」と言われるんですね。5万円で食費から、子どもの学費から何から、全部賄うのはすごい大変ですよ。大変というよりもできませんよね、普通。そうした場合に、奥さんのほうは実家にお金が足りないからと泣きついたりとか、あとは独身時代の貯金を切り崩して何とかやっていたり。実は中には援交というか、出会い系というか、そういうところでお金を稼いでくるようにと、暗に仕掛けられた人もいました。そのように全部責任を相手に押し付けていくような人たちなんですね。

それから、自分の考えに無条件に従うことを強要しますね。たぶん、みなさんの回りにそういう人があると思うんです。「いや、そうではない。問題は……」といった途端、なぜかこめかみにビーツと青筋を立てて、「君の言っていることはおかしい！」と、いきなり噛みついてくるような人いませんか？ いますよね。「何でそこまで……。たったこれだけのことなのに、何でそんなに夢中になって議論を仕掛けてくるんだろう」って、すごく不思議に思いますよね。それを家の中でやられるんですね。

自分の利益のためなら他人を平気で利用しようとする。例えば、職場でも、ウソでも、はかりごとでも、何でもします。彼らには良心というものがありません。ウソは平気でつきます。もちろん、家庭内でもウソは平気でつきます。

「家庭の中でこういうふうに言われた」（こういうふう）に「やられたのよ」と言ったときに、一番最初に周りの人から「何でそこで反論しないの？」って必ず言われるんですね。反論すれば、1日の無視で終わるところが10日続きます。そして子どもたちに、「おまえの母親はだめな女だ」とか「とんでもない母親だ」とか「ひどいお母さんだ」などと言って洗脳します。「普通のお母さんはこんなじゃない。おまえらかわいそうだな。こんなの母親に持ってな」というふうに子どものほうにも言うんですね。そうすると妻は家庭の中で孤立してしまいます。

もしかして、この講演の前に前もって再現ドラマのビデオテープをご覧になった方もいるかもしれませんが、そうやって子どもたちを手なずけていって、家庭の中で孤立させてしまうという手段を彼らは使います。これを計画的にやります。

草思社から出ている『平気でうそをつく人たち』という本がありますが、これは虚言症の人のことではなくこのモラハラ加害者、自己愛性パーソナリティ障害という障害のことが書いてあります。イルゴイエヌは本の中でははっきりと自己愛性パーソナリティ障害だとは書いていませんが、それと酷似した人格を持った人たちと書いてあります。ただ、この自己愛性パーソナリティ障害という言葉を出すと、ラベリングしてしまっただけで逆差別になってしまうとか、精神科医でも何でも普通の人々が「あんたはパーソナリティ障害よ」みたいなことを言い出す危険性がありますので、私はサイトで使っているのは1回だけです。ただ、このパーソナリティ障害だけではなく、いろんなパーソナリティ障害を持っている人たちが起こしている事件がたくさんあります。

『ジュリスト』の2004年に「精神医療と心神喪失者等医療観察法」という別冊が出ていますが、ここに人格障害、人格障害っていっぱい出てくるんですよ。この中の人格障害ってというのはどうやら社会性パーソナリティ障害という障害の人を指しているようなんですが、私が言う自己愛性パーソナリティ障害とか、境界性人格障害とか、そういうちょっとしたパーソナリティ障害的な性格を持っている人たちってというのは凶悪犯でも何でもなく、普通の生活をしているわけですね。普通に私たちの隣に住んでいて、親だったり、配偶者だったり、それから職場の同僚だったり、PTAの仲間だったりするんです。

パーソナリティ障害の人というのは、本人は全然悩んでいないんです。それが当たり前だと思ってますから。でも、周りが苦しむんです。ものすごく苦しむんです。特に家庭の中にこの性質を持っている人がいると負の連鎖に繋がると危険性があります。

モラル・ハラスメントはDVの中の精神的DVというカテゴリーの中に入ります。身体的な殴る、蹴るの暴力だったら診断書を取れますが、この精神的DVっていうのは悩んで精神科に行ったとしても「奥さん、うつですね」って言われて、抗うつ剤が何か出されて、「来週また来てくださいね」って言われて、サッと帰されてしまったりするんですね。私がかかった精神科医というのは非常に優秀な方でしたので、私の話を聞いたときに「それは旦那が悪いんだよ」って、いきなり言われて。「ああ、やっぱりそうだったか」って。それまではずっと「自分が悪い。私が悪い。」と思っていたんだけど、実は相手。相手がおかしかった。私はその犠牲者だったということ、精神科のお医者さんのところに行ったときに知ったんですね。

この人たちのほかの特徴としては、すごく嫉妬深いんですよ。私はそういうことはありませんでしたが、ほかの人たちの話を聞くと、四六時中電話をかけてくるとか、行動観察するとか、御用聞きと話をしただけで、「おまえ、アイツと何かあったらどう」と言われるとか。電話でチョロチョロとしゃべっただけで、「今の電話、誰だ!」とか。そういうふうな行動チェックをするんですね。

それから非常にケチ。ハラッサーはケチなので、自分のためにはバンバン、バンバンお金を使うんですが、妻とか子どもたちがお金を使うのは非常に嫌う。

私、イトーヨーカドーで1980円で買ったベンチコート

を10年間着ていたんですよ。「おまえ、体1つだろう。コート1着あればいいじゃないか」って言われたんです。そんな感じ。だから、コートを2着持たなくて、1980円のベンチコートがボロボロになるまで着てたんですね。それで、替えようものなら「おまえ、それ買ったのか。うちはそんなに金持ちか!」って言われたんです。私も働いていたんですが。彼は自分のためにお金はバンバン使って、私には使わせてくれなかったですね。

それから非常に大きな特徴は二面性があることです。外に出るとガラッと変わって、非常に優しく、ジェントルマンになる。私の元夫は公務員だったんですが、対外的には優しい、いい旦那様で通っている。私と、元旦那と、知り合いの人とかがいるときには、とっても優しい。パーティーなんかに行くとコートを掛けてくれるんです、サッと。お料理なんか全部取ってきて、「さあ食べろ、さあ食べろ」。飲み物ももちろん持ってきてくれて。すごいエスコートも上手。外に行くとそういう感じなんです、うちでは実は1980円のベンチコート1着で10年も過ごすような生活を強いられていたんですね。

その二面性の部分に非常に世間の人たちはだまされますので、奥さんが何かを言ったとしても「あんなにいい旦那さんがそんなことなんて、あんた何か悪いことしたんじゃないの?」とか、「あなたに原因があるんじゃないの?」とか。そういうふうに言われてしまって、誰にも理解してもらえないんですね。

そして、彼らはコンピューターのように1と0とか、黒と白とか、非常に極端な物の考え方しかできないんですね。勝つか負けるかです。グレーはありません。ですから、妥協なんかしません。議論になると、とことん責め立ててきます。その責め立て方も、私が悪くなくても「私が悪くて、全部あなたが正しい。申し訳なかった。悪かった」って、延々謝っても、一晩中「おまえは何てひどい」ということを延々と責め立ててきて、もう気が狂いそうになる。私は土下座はしませんでした。ほかの奥さんたち、モラハラ被害者たちの話だと土下座しようが何しようが許してくれないと言っていました。

彼らは非常にプライドが高いので、人から何かを教えられているのが大嫌いですから、うちの元夫は運転免許を持っています。結局、教習所に行って教えられるということがすごい嫌だったんだと思います。その代わり、自分で「これはこうなんだよ、ああなんだよ」というふうに、人に教えるのがすごい好きなんですね。偉くなったように感じるんですね。そういうような人たち、自己愛的な変質者というか、そういう人格を持った人をたまたま私たち被害者は配偶者に持ってしまった。

そういうふうになると、「じゃ、被害者に何か問題点はなかったのか」と言われるんですね。「はい、はいとすることを聞いていたおまえらが悪いんだよ」というふうに言われるんです。「なぜ見抜けなかったんだ」と。見抜けませんよ。すごい優しくしたんですから、結婚前は。特にうちのはすごいイケメンだったんですね。公務員で、イケメンで。優しく。断る理由がなくて、まさかそんな人が配偶者に……。私は選ばれたと思っていたんですね。まさに被害者として、獲物として選ばれてしまった私という感じなんですね。

被害者の人たちっていうのは、割と頑張りやさんが多いんですよ。責任感が強い。もうこの結婚は私が「うん」と言ったところで成立してしまっただけ。この結婚を何とか存続させよう。私が頑張って何とかしよう。あるいは、加害者

のほうが実はとってもかわいそうな身の上で家庭らしいような家庭ではなくて、お父さんが横暴で、みたいな家庭に育っているのが多いんですね。じゃあ、母親になった気分、私がこの人たちに温かい家庭を与えてあげようとするわけ。いい人ですよ。そういうような人たちがどうも被害者になりやすいなあという傾向はあります。

本当に聡明で、とても学歴が高かったり、いい職業に就いている被害者は、加害者にとってアクセサリーなんです。妻と子が。だから、被害者の外見がいい人であればあるほど、いい職業に就いているほど、アクセサリーとしての価値が高い。ですから、CAとか弁護士さんとかもいるんですよ。ちょっと見栄を張れる職業に就いている人たちが、割と被害者として選ばれやすいですね。

被害者に特に特徴はないですね。私たちは「青信号を渡っていたらトラックがぶつかって来たようなものだ」って言ってるんですよ。被害者には何の落ち度もないです。一生懸命、悪いところがないかと探してくれるんですけども、私はないと思います。見抜けなかったおまえが悪いわけじゃないです。だまされた私が悪いわけでもない。すべての責任は加害者という人格、その人が問題だったということなんですね。

5年もやっているとネット上でもいろんなことがありました。マスコミの方たちからもインタビューを受けるんですが、「定義を出してくれ」ってよく言われます。「モラハラの定義は何ですか」って言われると、「言葉や態度で相手の人格を繰り返し執拗に傷つけ、その恐怖や苦痛によって相手を支配し思い通り操る行動。彼らにとっての奴隷、自分がコントロール下、支配下に置いている人間を自分の手元に置いておきたい」。

彼らは何かのことに非常に劣等感を持っているんです。その劣等感を払拭させるために、優越感に浸りたいがために、自分の下に見る人物を手元に置いていたぶり、執拗に精神的に傷つける。それで、相手が悲しそうな顔をしたりとか、「そんなに私を踏みつけないでほしい」というふうなお願ひすることに非常に優越感を持つんです。だから、普通の人ではないです。彼らは“精神の吸血鬼”というようにも呼ばれています。

家庭内の場合はそうです。こういうような心理操作ですね。心理操作によって相手をコントロールしたがる。いろんな殺人とか刑事事件みたいなものが起きてますが、おそらくこのモラハラという心理操作を用いているのが中にはあるのではないかなと私は思います。特に家庭内殺人なんかの場合は多いんじゃないかなと思います。たぶん、探っていけばいろんなものが見えてくると思います。

この心理メカニズムはすべての人間関係に応用可能で、たぶん、皆さんはいろんな現場に立つことがあると思うんですね。そのときに、「ああこういうことがあるんだな」という、「こういう人間がいるんだな」と。それで支配されてしまって、コントロールされてしまって、ボロボロになってうつになったり……。そういうことがきつとあったら、これからはあると思います。

私は貧血という身体症状が出てきましたが、膠原病とか、リウマチとか、いろんな血液系、免疫系、うつ、腰の痛み。腰の痛みというのはストレスが元になっている場合が多いので、それからは、ガンとか、いろんな病気になってしまっただけで、ヨレヨレの状態になっている奥さんたちが非常に多くて……。精神科じゃなくて心療内科ってありますよね。まず体を検査するけれど体のどこも悪くない。じゃあ、精神的なものだろうと送られてくると、原因はだ



んなさんだったということが非常に多いです。

私はこの「モラル・ハラスメント被害者同盟」を5年やりましたけれども、本当にいろんな例を見聞きして、本当に一緒に涙してきました。やっとうこういう本ができたことでさらに日本国中に広がって行って、この本を読んだ人たちが「自分は悪くない、相手がおかしい」ということに気付いて脱出してくれたらと思います。

実は3年かかってるんですよ、この本を出すのに。3年間かかって、この本1冊を作り上げることによって喜んでくれる人がいれば、やった甲斐があったなと思います。

被害者は奥さんに限らないですよ、男の人もいますよ。私、男の人が奥さんに痛めつけられるっていうのがちょっと想像できなかったんです、最初は。だけれども、いました。本当にいました。自殺も考えたという男の人もいました。ただ、男の人の場合は、会社に出ている時間が長かったりしますので比較的ダメージが小さいんじゃないかと思います。あとは「僕は精神的暴力を妻から受けている」という人の話を聞くと、ただ単に小うるさい奥さんなんだなというような事例も結構あったりします。

小うるさいっていうのと、精神的虐待は全然違いますからね。小うるさい奥さんでも、だんなさんが病気をすれば「あんた大丈夫？」って、おかゆのひとつも作りますよ。そうではなく、そういう人格的に問題がある奥さんは、だんなさんを足げにします。布団の上から踏んづけますから。そういう人もやっぱりいました。被害者は妻だけじゃない。それから、夫だけじゃない。男女関係なく起きるということです。

それで、一番かわいそうなのは子どもたちなんです。こういう家庭に育った子どもたちが、大きくなったらやっぱり同じことをする。これが縦の連鎖ですね。世代間連鎖。そのほかに、学校に持って行っちゃうんですよ、子どもが。うちの中でお父さんとお母さんのこういう状態を見て、学校に持って行って同級生にやり始めるんですよ。ですから、学校内にいじめってありますよね、今。そういう現場の話を聞くと、先生から「あそこのうちはちょっと複雑なおうちでね」って話がたいい出てきます。この横の連鎖。いじめられた子はさらに他の子をいじめる。うちに帰って妹をいじめたりとか。それはすごく怖いものです。ですので、こういうものがあるということを知っていただきたいと思います。

私ができるのはネットを通じて広めることだけです。実は、私の体験談がこの5月に講談社から出ることになっています。どうやって私がモラハラから、その1980円のベンチコートから逃れたかという体験談です。ほとんど全部本当のことを書きました。ちょっとプロフィールの部分だけはぼかしましたが、それを読んで勇気を持ってくれる人がいればいいなと思います。

水野 どうもありがとうございました。

やっぱり被害者の言葉は生の迫力があると思います。何かご質問ありますか。

—— 被害者に対して「見抜けなかったほうが悪いんじゃないの？」という声は結構多いのでしょうか？

熊谷 必ず言われますよ。「それはわからなかったあなたが悪いんでしょ」と言われますよ、必ず。うん。

ただ、私、今これを知って思うんですけど、「今だったら見抜ける」って。今ならね。だから、こういうもの

があるということ、まだ被害者になってない方たちにはこれを読んでいただいて、こういう特徴があるんだということがわかっていただければ……。

まだ若いお嬢さんたちも多いことですし、デートDVとあって今ありますけれども、結婚前の女の人たちがやっぱり精神的に支配されている。

しょっちゅう彼氏からメールが来て、行動チェックされている人とかいませんか。手は挙げられないと思いますけれども。(笑)

そういう人がいたら、自分は愛されているんじゃないくて、支配下に置こうとしているんだと。チェックされているのは信じていないということですからね。そういうふうに思ってください。しょっちゅうメールが来るとか、「おまえ、誰々と会ってたろう」と言われるのは、決して愛されているわけじゃないです。

—— モラル・ハラスメントはDVとどういう関係なのでしょう？ モラル・ハラスメントという言葉にこだわる理由があれば教えてください。

熊谷 昔、夫婦間暴力のことは家庭内暴力という中にくられていたんですね。ところが、家庭内暴力と言ったときには、子どもから親への家庭内暴力というのとごっちゃになってしまっただけで。それでDV、ドメスティック・バイオレンスという言葉が出たときに、これを夫婦間というふうに分けたんですね。それで非常に広まっていったんです。

同じように、DVと言ったときの広め方が、殴る、蹴る。顔に青あざをつくったような奥さんとか、手を吊ったような奥さんというのをマスコミがドーンと流したのだから、そういう身体的暴力＝DVというのがガーンとみんなの頭に入っちゃったんですね。だから、「この中に精神的暴力というのものもあるんだよ」と言われても、何となくしっくりこないところがあるんですね、やっぱり。いまだにあります。

私も精神的暴力というのを知ってはいったんですけども、その内閣府が配布している冊子のドメスティック・バイオレンスの中を見ると、「誰のおかげで飯が食えていたんだ」っていうのもDVです。暴力です」と書いてありました。私、最初にそれを読んだときに、これはフェミニストの人たちの重箱つつきだと思いました。「理想論はそうだろうけれども、でも、実際のけんかは違うよね。家庭内にこのぐらいのことはいくらでもあることだから、こんなのこの人たちのこじつけじゃない」っていうふうに。「ちょっとオーバーじゃない、言い方が」っていうように私はとらえました。

それで、精神的DVという言葉はやっぱり広まらなかったんですね。私は、結構しゃべっていたんですよ、人に。「うちのだんなこうだよ」「ああだよ」って言ったのにもかかわらず、「あなた、それ精神的DVよ」って言った人は1人もいなかったですね。今は割と、「あなたそれモラハラよ」って言う人が出てくるようになりました。

本当はDVの中にモラル・ハラスメントも入るんですよ。入るんだけれども、新しい言葉ができたがために象徴的にいうか、非常にはっきりとわかるんです。精神的にいじめられる、痛めつけられるということがモラル・ハラスメントという言葉の中に閉じ込められているというか、はっきりとみんな「それはモラハラよ」っていうふうに見えるようになった。

このモラル・ハラスメントという言葉を作ってください

たイルゴイエヌさんは非常に有り難いというか、今まで言葉がなかったからわからなかったんです。言葉ができたから初めて、「あ、モラハラ」。「これはモラハラなんだ」って言えるようになったんです。今まではわからなかった。精神的DVではわからない。だから、この言葉ができたことは非常に大きかったと思います。

ただ、実はDVサポーターの中でモラル・ハラスメントというのはちょっと異端視されているというか、あまり認めていただいてないんですね。「精神的DVでいいじゃないか」という人も結構多い。現場のほうからはそういうふうに言われるんだけど、私はこれで広まるんなら何だって構わないと思います。サポートセンター、女性センターに行ったならば、「あなたそれは精神的DVのことなのよ」「ああ、そうか」、それでいいじゃないですか。言葉がどうだっていいじゃないですか、広まれば。自分の立場がどういうものであるかわかれば、私はそれでいいと思います。

ということで、よろしいでしょうか。

橋本 私なりに思っていることを申し上げたいと思うんですが、今の件の答えに近いことはこの本のQ1の辺りに書いてありますので、ぜひあとでゆっくり読んでください。

それで、例えば、今回資料としてお渡しした「申立の趣旨」という言葉で始まるワープロ打ちの書面。これは私がある事件で書いた調停申立書の中身なんですけれども、ここにモラル・ハラスメントという言葉は1個も出てきません。精神的暴力ないし精神的DV、あるいは虐待という言葉を使っています。

私自身もモラル・ハラスメントという言葉にあんまりこだわりはなくて、どちらかという暴力という言葉にこだわっています。暴力という日本語の理解を正しく持っていたきたい。ドメスティック・バイオレンスとか、家庭内暴力という言葉が広まったときに、その広め方に私はずいぶんと問題があったと思っています。

なぜなら、殴る、蹴るという暴力。例えば、カッとなってついパチンとやってしまった。暴行ですよね。そういう暴行と、ドメスティック・バイオレンスという形で振るわれる暴行と、やっぱり質はまったく違います。カッとなってついてしまった、弾みでしてしまった単なる暴行はそれだけです。一過性のものです。腹立ち紛れ。まさにそのままです。

けれども、相手を支配するために痛めつける、相手の人格をたたきつぶすためにする暴力というのは、それとはまったく質が違います。単に殴る、蹴るだけではありません。ののしります、相手を。わかりやすい言葉で言ったらまさに言葉の暴力で、「おまえはバカだ」「だめだ」「くずだ」「カスだ」「ボケだ」、とことん言って、心も体も文字通り痛めつける。これがドメスティック・バイオレンスなんです。

ところが、今、熊谷さんがおっしゃったように、ドメスティック・バイオレンスという言葉が広まったときに、その言葉や精神的に痛めつける部分をどうも脇へ置いてしまって、殴る、蹴るの目に見えやすい、残虐な部分だけがことさらに取り上げられてしまったために、暴力という概念が少し間違っただけで使われてしまった節があるように思っています。

その意味で、本当は「精神的暴力」という日本語で物が通じていればよかったと思います。熊谷さんがお友達に愚痴ったときに、「それって暴力じゃない」って誰か1人で

も言ってくれるような、そういう広め方がされていればよかったと思うんですけども、残念ながらそうではなくて、目に見えにくい暴力の暴力性が認知されるには、このモラル・ハラスメントというカタカナの言葉の誕生が必要であった。そういうふうに理解していただきたいと思います。

ですから、暴力とモラル・ハラスメントは同じものだと、そういうふうに。かぎっこ付きの暴力でも構いません。私の申立書の中でもかぎっこ付きの暴力を使っていることがたくさんあると思うんですが、それは普通にカッとなってつい叩いてしまったというのと区別する意味、特別な意味を持たせる意味でかぎっこを付けることがあるんです。そういう暴力とモラル・ハラスメントは同じもの。質的にまったく同じものだと、そういうふうにぜひ理解してください。

水野 いかがですか、ほかに質問は？ よろしいですか。

それでは、橋本弁護士からお話を伺います。

橋本 せっかくですので、私としては一方的に話すよりもフリートキングのような形で。ぜひ、活発に皆さんのご意見とか、素朴な疑問とか、この際ですからどんどんお聞きして、答えられる範囲で答えていきたいと思います。

先ほどの熊谷さんの話に出てきたところで何点か、私の立場から感想めいたものも含めて申し上げたいと思うんですが。

まず、弁護士も被害者にいると。奥さんである被害者には弁護士もいるということでした。どちらかというと、弁護士は加害者が多いです。弁護士になるような人、男性も女性もですが、加害者タイプの人が非常に多いです。弁護士を目指されている方もこの中では多いかと思うんですが、弁護士になるとそれだけでいろんなモラハラ加害者と対峙しなければならない場面がたくさんあります。プライドが高いとか、加害者の特徴をいくつか挙げられてましたけれども、本当によく当てはまる。弁護士や裁判官、この業界が本当に多いです。本当に嫌になってきます。そのこととの関係で、熊谷さんの元旦那さんもそうだけれども、それなりの社会的立場があって、収入があって、見た目も良くて。

私たちが来る前にビデオを流してくださったと思うんですが、ご覧になりましたでしょうか。音声を録音されていたのをお聞きになりましたか。あのテープ、イブニングファイブだったかな。「おまえがやったんちゃうか!」とか、訳のわからないことをやくざみたいな口調でワーツと言っていたあの男の人は、河村隆一とそっくりなんです。俳優の。男前なんだそうです。背も高くて、格好よくて、河村隆一似の男前で。それがあれです。だから、外に出たら本当にすてきな旦那様。ちなみに、奥さんである被害者の方はとてもきゃしゃでかわいらしい人。男の保護本能をくすぐるような、本当に魅力的な方なんです。とても聡明で知的というか、とにかく非常に魅力のある女性です。

そういう人でも引っ掛かってしまった。それなりに職業を持って、それなりに知的水準があって、それでもだまされてしまった。まさに青信号を渡っていたらダンプカーが横から来たというような、そういう感じだったと思います。結婚する前は、あのやくざのような声で怒鳴っていた人も本当に優しくなったそうです。結婚してからだそうです。豹変したのはね。

ビデオで流れていたのは本当にごく一部だったと思う

んですけれども、あれ、実は1時間半あるんです。延々、あれが1時間半続いているんです。ずーっと、あの調子で怒鳴ったり、ののしったり。ビデオでは流れてましたかね、本当にやくざのやり方だったでしょ。小さい声で「なんだてめえは」みたいなことを言ったかと思ったら、ワーって、すごい怒鳴りつけたり。あれが1時間半続いていた。それが1回や2回じゃなくて、日常的にあったわけです。それで耐えかねて離婚。

めでたく離婚が成立したわけですが、実は今でも。まだ小さい子どもがいますので、「定期的に会わせろ」という形で嫌がらせを受けています。そういう会わせる機会を利用して彼女に嫌がらせを続けています。それで、今、私どもが間に入って何とかそういう状態をやり過ぎすといひますか、防いでいる。そういう現状です。「離婚できたから、はい、さよなら。めでたし、めでたし」ではないんですね。子どもがいる場合にはそういう問題も出てくる。その点も実はこの本の中でだいぶ厚く論じています。後ろのほう、第4部のほうでそういうモラハラ加害者との離婚にあたって生じるいろんな問題について論じています。参考になさってください。

何点かさっきの話の続きで言うと、「釣った魚に餌をやるな」。今、河村隆一似のイケメンも豹変したと話しました。釣った魚に餌はやるなというのは本当にいい例えなんです、あるモラオ……。

モラハラ加害者である夫のことを私たちはモラオと呼ぶときがあるんですけれども、あるモラオ君は、けんかの中で実際に「あなたって釣った魚に餌をやるな人だね」みたいなことを被害者に言われたんだそうです。そう言ったら、「何言ってるんだ。釣った魚に餌やったら水槽が濁るだろう」って言ったんです。それ、はっきり録音されています。実はその録音をきょうも少しお持ちしているので、関心があったらここで流そうと思うんですけれども、そこに入っているか覚えてないんです。2カ月ぐらいに渡って録ったものからピックアップして持ってきましたのでどこに入っていたか忘れてしまったんですが、でも名言だと思いませんか。「釣った魚に餌をやるな。だって釣った魚に餌やったら水槽が濁る」。そういうことを平気で言うんです。

こういう場で、私たち第三者が聞くと「何、それ。そういうことを言うヤツのほうが変じゃないか。何、荒唐無稽なこと言ってるんだ、このバカが！」って。第三者は思うんですが、家庭という密室の中で毎日、毎日、「おまえはバカだ、ボケだ」と言われ続けて、何から何までだめ出しされて。「だめだ、だめだ」と言われ続けて、大きな声で怒鳴りつけられて、押さえ付けられて。そういう状態にある被害者にとっては、自信満々の態度で「水槽が濁るだろう」と言われたら「ああ、そうか」って思っちゃうんですよ。これは本当に不思議なメカニズム。

さっきデートDVという言葉も出ました。結婚もしていない、毎日一緒にいるわけでもない。たまに会うだけの恋人同士の関係であっても、実はそのメカニズムはそんなに変わらない。その支配力の強さ。思い当たる方、あるいは周りでこのカップルはそうじゃないかと思われる方、おそらくいると思います。どこにでもいる。実は私もそういう経験があります。もうずっと昔ですけれども、デートDV、私も受けていましたのでよくわかるんです。

結婚もしていなくて、まだ私は高校生でしたから毎日会えるわけでもなくて。でも、例えば「殴らせろ。おまえが悪いんだろ」って言われたら、「ああ、そうか」って思

ってしまう。私も何度か殴られたんですが、「だって、おまえがこういうこと言うから悪いんだ。殴らせろ、おまえが悪いんだ」って自信満々の態度で、大きな声で押さえ付けられるように言われると、「あ、そうか。そうなんだ」って妙に納得してしまうんですね。それがマインド・コントロールというのか、支配というものの怖いところだと思います。

経験のある人は「ああ、そうか」って納得してしまう気持ちかわかるんですが、経験のない方、あるいは男性の方にはちょっとわかりにくいかもしれませんね。でも、そういうものだということを、ぜひ知っておいていただきたいと思います。

彼らは本当に責任転嫁が巧みです。とにかく、相手に対して暴力を振るう、殴るということ自体もそうやって正当化するんです。「おまえが殴られるようなことをしたから悪いんだろ」。これ、何となく説得力持ちますよね。例えば、子どもを叱るときに、子どもが叱られて嫌な思いをして泣く。「でも、それはあんたが悪いのよ」というふうにしてしつけていくんだと思うんですよね、子どもは。それと同じことを妻に対してやるわけです。夫婦間でそういうことをやるわけです。自分も子どもに対して「あんたが悪いんでしょ」ということを言うもんだから、何となくその理屈って説得力を持ってしまうようなんですね。

それが高じて、さっき触れたあるモラオ君は4歳の娘に対してお尻を触ったり、下着を下ろしたりとかいう性的嫌がらせ。まだ辛うじてじゃれ合っている範囲。辛うじて子どもが深く傷つかないで済んでいる範囲だったんですが、そういうことをしていたわけです。それを奥さんが「やめて」と止めた。「お願いだからもうそんなことをしないで。傷つくからやめて」って言っていると、さっき熊谷さんもおっしゃったように、人に何かを指示される、指図されるのが嫌なものだから、だんだんいわゆる逆切れしていく。逆切れして何て言ったか。「おまえが夜の相手してくれないから、おれの性欲がたまってる娘にこういうことするんだろ」って。本当に言ってるんです。これ、録音も複数回録れています。びっくりでしょう。奥さんが性交渉を拒否しているから、だから性的欲求がたまってる娘にこういう行動をするんだ。「だから、おまえが悪い」、奥さんが悪い。こういうことを平気で言うんです。

その奥さんも割としっかりした方ですので、さすがにその理屈自体に「ああ、そうか」とは思っていないけれども、でもその場でそれに反抗することはやっぱりできないんです。それは何十倍もの執拗な罵倒が返ってくるのがわかっているから。性交渉の相手をしないという、ただそれだけのことで「おまえが夫をどれだけ傷つけているのかわかっているのか。いつもおまえは自分のことしか考えてないじゃないか。おれがどんなにしんどい思いしてるか、わかかってないじゃないか！」って。性交渉のことだけでなく、「おれは毎日辛い思いをして、おまえたちのために通勤に1時間半もかけて仕事に行って、嫌な思いをして、好きでもない仕事して！」奥さんの実家の近くに住んでいるんですが、それも攻撃材料にして「おまえの親のためにおまえの親の近くにも住んでやって、それで夜の相手もしないで。おまえ自分のことばかりじゃないか！」って、ずっとまくし立てるんです。すごいでしょ、モラオのやり方って。これを毎日、毎日。目に見える殴る、蹴るの暴力は一切なくても、これを毎日のように、事あるごとにやられたらこれはもう人間つぶれてしまいます。おかしくなってしまう。



その奥さんはきちんと職業を持った人です。専門性の高い職業を持った人。そのときは産休中、乳児を抱えていたのでもたまたまそのときだけ専業主婦状態だったんです。専業主婦、その機会をとらえてと言ったら何ですけれども、「おまえは専業主婦なんだから、昼寝でもして体力をつけて。その間、子どもは親に見てもらって、それで夜ちゃんと相手しろ」と。そういうふうに強要し続けた。そういうモラオ君なんですね。幸いその人は、つい最近ですけれども無事脱出して、逃げてきて今、別々に暮らしていますけれども、離婚紛争はまだこれからという状態です。

彼女は幸いにもきちんとした職業を持っていて、社会とのつながりが維持されていたのでそれほど潰れずに済んだ。うちの中でずっとやられっぱなしだと、どうしてもカゴの中の鳥になってしまっただけで外の世界を知らないんですが、外に出る機会があれば、それこそ熊谷さんもそうですが、周りの人に愚痴ったり、あるいは慰めてもらったり。いろんな機会がありますので、辛うじて傷はそれほど深まらずに済んだんですが、それでも今、悪い夢を見たりとか、かなりしんどい状態です。カウンセリングにも通っています。

モラハラという暴力は非常に目に見えにくいだけに、傷も目に見えにくいですからやっかいです。

さっき熊谷さんからもありましたように、討論となったらとことんやり込める。相手を追い詰める。まさにその典型みたいなもの、そういう音声記録されています。関心があったらのちほど流します。

さて、実はきょう、近い将来法律実務家になる皆さんにという前提でお話したかったのは、大きく言ったら1つだけなんです。何かというと、モラオにだまされてはいけないということ。資料としての手書きの手紙。空き時間の間に「橋本弁護士様」で始まるこの手書きの手紙はお読みになりましたでしょうか。これはあるモラオ君が書いた手紙です。被害者である奥さんに「帰ってきてください」というために書いた手紙です。皆さん、どう思われましたでしょうか、これを読んで。「優しい旦那さんじゃない。反省して謝ってるんだから許してあげたら」って思いませんか。もし、問題を感じた方がいらっしゃったら、どういう点に気が付かれたか聞いてみたいんですが、どなたかいらっしゃいますか。この手紙、「ここがちょっとおかしいように思った」「純粋に謝罪とは受け取れない」、どこか気が付かれた方いますか？

はい、どうぞ。

—— 奥さんがいなくなって、自分がどれだけ辛いのかばかりを述べている、と感じました。

橋本 まさにおっしゃるとおりですね。はい、そこです。

自分が辛いしか述べてないでしょ。病気になっちゃいましただけ。「お酒に頼って、体を壊してしまいました」とか、「うちに帰っても独りぼっちで寂しいです」とか。「彼女とワンちゃんがいなくて辛いです、寂しいです」、そんなのばかり。まさに今、おっしゃったとおりなんです。

モラオっていうのは、結局自分のことしか考えられない。究極的にモラオっていうのは自己中心的な人間ですので、こういう場面ですら相手を本当に思いやる、本当に相手の気持ちを理解することができない人間なんですね。だから、だまされずにモラオがモラオであることを見抜くことは簡単です。こういう手紙にはぜひだまされないでいただきたいと思います。これは、たぶん今の弁護士の水準からい

ったら、10人中9人以上はだまされてしまうでしょう。依頼者に対して、「旦那さん、こう言ってるじゃない。戻ってあげたら」。たぶん、10人中9人以上の弁護士は言ってしまうと思います。調停委員だったらなおさらでしょう。そこでも二次被害というものが出てくるんですが……。

調停委員がそう言うてしまうのはある程度やむを得ないとしても、被害者の代理人、つまり被害者のサポート役である弁護士だけはだまされてはいけないです。弁護士がだまされてしまったら、被害者は味方がいなくなってしまう。例えば、被害者のご両親とか、家族、友人も下手すればだまされます。たぶん、被害者の周りの人間の10人中9人以上がきつと、「戻ってあげなよ」って言うてしまうと思う。そんな中でも、たった1人でも弁護士が「これはワナだよ。だまされちゃいけないよ」って言うてあげなきゃいけない。それが代理人弁護士の仕事の9割以上を占めるかもしれません。だから、被害者のサポートをするにあたって一番、本当にこれだけは忘れてはいけないというのは、相手がモラハラ加害者だということを見極めた段階で、決して、どんなことがあってもだまされないこと。それを忘れないでいただきたいんです。

実は弁護士というのは、本来だまされるのが仕事という面があります。ほかの場面では、ほとんどの普通の仕事の場面、典型的には刑事弁護ですけれども、だまされるのが私たちの仕事です。罪を犯した人が「もうしません。立ち直ります」って。そのときは本気でそう思うと思うんですよ。自分は身柄拘束されて裁判を受けている。そういうしんどい場面では、人は本当に真剣に反省して「もう二度とこんなことはしない。懲りた」と思うと思うんです。この反省の言葉はいつかのど元過ぎて忘れてしまうかもしれないと思いながら、「わかった」って。弁護人だけは信じてあげる。これが弁護士の仕事の言ってみれば究極ですし、またやりがいでもある。弁護士として必ず果たすべき役割であると言っていいかもしれませんね。被告人の最後の味方。世界中が敵になっても、たった1人弁護人は信じてあげる。

これが弁護士の仕事ではあるんですが、モラハラの被害者のサポートに就いたときにはそれは逆です。世界中の人が「戻れ」と言っても、弁護士だけは、代理人だけは「戻るな」と止めてあげなきゃいけない。

そういうサポートができるためには、当然ながらモラハラ、暴力を見抜く目がないといけませんね。本当にこれが謝罪の手紙なのか、モラハラ加害者のワナなのか、それが見抜けないといけない。暴力を暴力と見抜く目というのをどういうふうに培ったらいいかというのは一言で言いにくいんですが、今まさに鋭くおっしゃった、こういうものを見たときに本当に相手の気持ちに立てているか、相手のことを本当に思いやれているかというのが、やっぱり一つポイントになってくると思います。

それから、被害者と直接、相対して聴き取ったり、あるいはメールなどのやりとりをしている中で、彼女がどういふところをしんどいと思っていたのか、どういう点に加害者の暴力性があるのかということに注意深く、相手の目線に立って細かく点検していく。そういう作業がたぶん必要なんだと思います。

例えば、さっきちょっと熊谷さんの例で出た「誰に食わせてもらってるんだ」「誰に養ってもらってるんだ」というような言葉が、なぜ暴力なのか。それはその文脈にもよると思うんですよ。その言葉だけを切り取って見たら、それはフェミニストの重箱つつきに見えるときもあると

思います。例えば、まったく働かない、それこそ三食昼寝付きの優雅な専業主婦が、だんなを「何よ、この安月給取り」だとか、「甲斐性なし」だとか。そういうふうには暴言を言ったときに、それに対してカットとなって「誰に食わせてもらってるんだ」っていう。それはちっとも暴力じゃないですよ。そうじゃなくて、「誰に食わせてもらってるんだ」が暴力なのは、妻を支配するために、物を言わせないため、口を封じるために絶対に影響力というか、絶対に相手を圧倒するため、反論を許さないために言う。そういう言葉であるから暴力性を持つんです。それで、それがことあるごとに毎日繰り返される。

例えば、さっきコートも新調できなかったという話がありました。「そんなぜいたく言ってるんじゃない」「誰に食わせてもらってるんだ」、これは立派な経済的暴力ですよ。金銭的に不自由な思いをさせるというのは、やっぱり経済的暴力と位置付けるべきものだと思います。そういう中で言われる言葉だから暴力性を持つ。

そういう暴力の構造を立体的にとらえて、一つひとつの言動がどうして暴力に……。少なくともそういう言動になぜ彼女は傷ついたのか。そこだけ切り取ってみたら何てことないような言動に、どうして彼女はしんどいと感じ、離婚までしたいと思うように至ったのかということを丁寧に検討していく。そういう作業をしなければいけないのかなど。私なりに、今、自分がしている作業を口で説明するとそんな感じになると思います。

そうすると、法科大学院では要件事実という勉強をしていると思います。要件事実論というのは、民事訴訟のシステムの中の言ってみれば基盤として非常に重要。これはぜひともきちんと、正確にマスターしていただく必要があるものです。けれども、こういう目に見えにくい、わかりにくい暴力を見抜くという場面では、オーバーな言い方ですが要件事実論的発想は捨ててしまったほうがいいと思います。要件事実を考えていく。要するに、重要なものと重要でないものとを取捨選別する作業ですよ、要件事実って。そういう発想でいては、たぶん見抜けるものも見抜けない。要件事実論的発想ではなくて、被害者の目線に立って、その人の目線から見てどうしてこれがしんどいのか。どうしてこの言葉に傷ついたのかという観点から、一つひとつ検討していったほうがいいと思います。

それから、モラハラを見抜く上で重要な手掛かりになるのは、まさにモラハラ加害者自身がこうやって足跡を残していってくれますから、こういうものを見落とさないように。ぜひ、だまされずに、こういうもののからくりをしっかり理解できる、そういう実務家になっていただきたいと思います。

そのこととの関係でもう1点だけ。最後にもう1点ですけども、こういう格言を聞いたことがありますでしょうか。「DV被害者は七度加害者の元に戻る」。DVのサポーターなんかをやっている方たちが、格言的に言われていることのように。七度か三度かわかりませんが、いずれにしても出ては戻り、出ては戻りということを繰り返す被害者は決して珍しくありません。私は経験はそんなに多くないんですけども、やっぱり戻ってしまったというケースはあります。戻ってまた出ていくみたいなことですね。

共感はできないまでも、戻ってしまうという心理もやっぱり理解しておいてほしいと思います。あんなにけじめられて、あんなに痛めつけられて。それでもこういうアメを与えられたら戻りたくなってしまいます。被害者自身は心のどこかでだまされたいと思っています。やっぱりひとたび自

分が愛した人であり、またいい思い出もある。優しくされたこともある。それがワナであれ、何であれ、彼女自身の記憶としてそういう思いがあるので、やっぱりひとたび自分が信じた人を信じたい。一度はだまされたいという、そういう心理はどうしても働いてしまいます。

それがよくわかるのが、この申立書を書いた事件の当事者なんです。手書きの手紙のいわば続編と言うべきものがこのメールなんですよ。ところどころ虫食いになっている、「何とかちゃんへ」で始まるメール。こういうのも来たりとかする。資料5と書いてあります。これはあとでゆっくり読んでいただきたいんですが、被害者、まさに騙されてしまって、被害者のサポート役のようなことをしているある女性、まっち～さんという人に対して書いたメールなんです。「戻りたい。戻ればよかった。離婚するんじゃないかった。やっぱり私みたいなだめな人間は、夫の側でないと生きていけないんじゃないか」、そんなようなことが縷々書いてあります。

このケースはやや特殊で、この彼女自身がもともと依存体質で生活力もあまりない。これから一人で生きていくのは不安でたまらないという、そういう思いが強いから余計なんですけれども、それでもやっぱり……。この中にも「いい思い出もいっぱいあって、そういう思い出ばかりが浮かんできて。ひどいことを言われたり、されたりしたのに、そういうことよりも夫の笑顔が懐かしい」とか、そういうことが書いてあるんですよ。こちらの申立書と比べてよく読んでいただきたいんですが、ものすごいひどいことをされて、言われて。こんなにひどい扱いされているのに、そういうのをコロッと忘れて「夫の笑顔ばかり思い出してしまう」。

こういう心理っていうのは、やっぱり被害者は多かれ少なかれ陥ってしまうものだと思います。だから、こちらとしては「もう戻ったらだめだよ。戻ったら危ないよ」って説得しなければいけないけれども、「それでも、もう一度信じてみたい」と言って最終的に強引に被害者が戻ってしまったときに、「わかった。でも辛かったらまた戻っておいで。逃げ帰っておいで」、そういう余地は必ず与えてほしいと思います。人情ですから、「あれだけ言ったのに何で！」っていうふうについ思ってしまう、「これだけ私が説得したのに戻るんだったらもう知らんよ」って見放したくなってしまうと思うんですが、この場面ではさっき言ったようにだまされるのが弁護士の仕事。依頼者である被害者にはいくらだまされてもいいです。「わかった。一度は信じてやり直しておいで。でも、ちょっとでも辛かったら必ず戻っておいで。戻って来なきゃだめだよ」と言って送り出してあげてほしい。

被害者の家族とか、そのほか友人なんかもたぶん見放してしまうと思うんですよ。四面楚歌になってしまいかねないわけです。やっぱりここでも、刑事事件の被告人と同じで、家族や友達が見放しても弁護士だけは味方になっている。味方である。そういう役割がサポート役としては求められていると私は思っています。

7回、行ったり来たりを我慢しろとまでは言いませんが、3回ぐらいまでは許してあげてほしいと思います。3回以上戻ってしまったらちょっと、被害者のほうの人格的な問題も疑われますので。さすがにそこまで耐えろとは言いませんけれども、3回以内ぐらいだったらあり得るところだと思います。今のところ、幸いにして私はまだ1回戻っただけ。2回、3回というのは経験したことはないです。まだ1回だけですけれども、そういうメッセージはしつこく

被害者に伝えていってほしいと思います。

本当はきょうは谷本さんがいらして、その辺りの精神面、心理メカニズムのマインド・コントロールの恐ろしさというのを話していただきかったんですね。私も谷本さんからレクチャーを受けてある程度はわかっているつもりなんですが、なかなか。やはり門外漢ですので、上手に説明できる自信がありません。また次の機会に期待したいと思います。

ただ、ここで皆さんに強く頭にとどめていただきたいのは、モラハラ加害者の支配のテクニック。それはさっきの強い言葉で罵倒したり、叩きのめすだけではなくて、世の中で言われるハネムーン期、優しい時期。彼女のメールにもあった優しくなる時期、そういうまさにアメとムチを上手に使い分けて支配しているものなんですね。叩いてばかりじゃあ、それは逃げてしまいますのでたまにはアメを与える。叩かれた後に与えられるアメというのは、やっぱり違いますよね。いつも優しくされているときの優しさと、いつも叩かれて、叩かれて、いじめられて、それでたまに優しくされる優しさと、同じレベルであってもその感じが全然違います。だから、被害者というのはものすごくコントロールされている。自分の意思を持ち得ずに相手の顔色だけで、相手が優しくしてくれただけでホッとして、「ああ、よかった」と思って、それだけで全部許してしまうという気持ちになってしまいがちなものです。

ご紹介しているこのケースなんかは、特にそのモラオのテクニックが突出していて、別居以後、ずっとこうやってアメを与え続けているわけですね。しかも、離婚成立とかそういう節目、節目に。彼女が弱っている、気持ちが揺れているということをたぶん彼はわかっている。それをわかった上で、こういうアメを与えてくる。実はこの続編というメールがさらに来てるんです。「今まであなたのことをだめだ、だめだとかいろいろ言ってたけれども、君が残っていた荷物を見たら、僕のために料理を一生懸命勉強してくれたり、ペットを一生懸命育ててくれたり。家庭のために必死で頑張っていた痕跡がありました。そういうのを見て切なくなりました」とかね。そういうメールをこのメールの後にさらに送って来てるんですね。まだ来ると思いますが、当然。

そういうメールを受け取った彼女はなお、この資料5に書いている気持ちをもっとかき立てられてしまうんです。今後、彼女がどうなるかというのはまだまだ油断を許さないところなんです。形式的に離婚が成立したからといって「はい、さよなら」ではなくて、そういうアフターケアまで含めてしっかりサポートしてあげてほしいと思います。

差し当たり私から、一方的な話は以上です。ぜひ、ざっくばらんに、疑問な点など何でも聞いてください。

はい、どうぞ。

—— DV被害者は、最終的には家族にも見放され、弁護士しか頼れない状況に置かれてしまうのでしょうか？

橋本 家族が見放すという言い方は、もしかしたらちょっとオーバーだったかもしれません。例えば、DV被害者が逃げてきたとする。家族が一応受け入れてくれるとしても、DVのことをちゃんとわかって受け入れてるとは限らないんです。ですので、「あなたも悪かったんじゃないか」とか、そういうことを結構平気で言うってしまうんです。そういう避難した家族の元での二次被害というのも結構、深刻。

そうですね、見放すという言い方はふさわしくないの言い直しますが、例えば家族が見放さずに再び受け入れたとしても、二次被害がかなりひどくなってしまふんです。「やっぱり言ったとおりだっただろう」「ああだったじゃないか」「こうじゃないか」という形で、もう一度戻った時点での精神的な苦痛っていうのがたぶん倍増すると思うんですね。それがやっぱり怖い。だから、そこで弁護士が「家族がそう言うのもわかる。しょうがないよね。でも、わかるよ。戻ってしまった気持ちはわかるし、決して悪くない。だから、今度こそ戻らずに頑張ろうね。踏ん張ろうね」って、そういうふうな感じで。弁護士が「ほら言ったじゃないか」みたいなことは決して言うてはいけない。

そういう趣旨です。すいません、ちょっと言葉が足りませんでした。

—— 加害者の支配下にある被害者が、離婚に踏み切るきっかけはどのようなものなのでしょうか？

橋本 答えになっているかどうか、ちゃんと言ってくださいね。

実はモラハラ被害者で、モラハラだけが理由で別れたいと思って弁護士に相談に来る人っていうのは、少数派と言っても言い過ぎかもしれませんが、たぶん半分とかそれぐらいだと思います。それだけ、モラハラだけが原因でね。やっぱり自分が被害を受けていることに気が付かないので、なかなかそういうところまで至らない。

多くは、例えば浮気が発見されたとか、子どもに手が出た、あるいは出かかったとか。そんなような、モラハラ以外のところで「もう彼には我慢できない」、あるいは「我慢すべきでない」と思ったときが一番ボーンと飛躍といいますか、一線を越えますね。この辺りまではどうしようかなって迷って当然なんです。何かそういう決定的な出来事があるとボーンと決まる。

さっきの子どもに性的虐待をする例も、実は「私さえ我慢すれば」とか「ちょっと子どもに対する愛情表現が行き過ぎただけだから、何とかうまくやっていけたら」ってずっと思っていたのが、浮気の証拠が出てきて初めて逃げるという決意ができたケースなんです。やっぱり何かほかに原動力となるものがないとなかなか難しい。

答えになってますでしょうか。

—— 付き合っている人からデートDVを受ける人もいますが、そういうケースは表に出てこないでそのまま耐えてしまうことが多いのでしょうか？

橋本 そういう例は、残念ながらたくさんあると思いますね。私たちのところ、弁護士のところに来るという時点で、被害から抜け出す道のだいぶ先のほうまで来ているという感じだと思いますね。なかなかそこまで至らず、たぶん我慢している人は世の中にたくさんいるんだろうと思います。

気が付かない、まさに熊谷さんも20年？

熊谷 19年。

橋本 19年。「私が悪かったんじゃないか」ということで我慢してこられましたので。

最初のほうに言ったように、モラハラというのは加害行為も傷も目に見えにくいですので、やっぱりまだまだ埋も



れている問題だと思います。

熊谷 モラハラ被害者同盟を5年間やってきて、すごい臨場感たっぷりの脱出劇をだいぶ見てきました、私。夜逃げを手伝ったこともあります。すごかったです。

やっぱり被害者同盟の掲示板で書かれているのを見てると、だんだん、だんだん……。最初は「初めて気が付きました」から始まって、「やっぱりこれは逃げなきゃいけないと思います」になって。それをみんなが背中を押すんですね、掲示板の中で「頑張れ、頑張れ」って。それで、「よし、行くぞ！」って言って脱出して行くんです、みんな。もう、感激。だいぶ見ました、私。

それから、今、実家っていう話が出ました。私の場合もそうでしたけれども、あんまり実家ってあてにならないです。娘が出戻って来られるなんて、そんなのご近所様に恥ずかしい。ですから、どっちかという実家よりも友達たちのサポートが非常に重要です。

それから公的機関のサポートも非常に助けになりますよ。今は割と母子家庭というのは手厚くしていただける。金銭的にやってもらえるので、そういうものがあるということをやまず調べて、知って、「あ、これは大丈夫かもしれない」「できるかもしれない」。それで脱出できた人たちもかなりいます。とにかく情報は力なり、知は力なりで、調べて、調べていって脱出する。

夫に「スーツケース1つで出て行け！」とか、「下着1つで出ていけ！」と。「おまえに親権は渡さないぞ」って必ず言われます。「おまえが一人でこのうちから出ていかなきゃいけないんだぞ」って。

一番最初に被害者同盟をやろうとしたときに、どこかの人生相談の掲示板で「私は体一つで出て行かなきゃいけないんでしょうか」っていうのを見たときには、私は「この人たちはなんて法律を知らないんだろう」と思ったんですね。私はある程度離婚しようという心づもりはありましたので、いろんな法律的な知識は持っていました。ですので、体一つで出て行くもんじゃないというのもわかってました。財産分与もできるぞっていうのも、親権はおそらく取れるだろうっていうのも。全部用意はできていたんですけれども、でも、人生相談に来る人たちは持っていない。法律の知識とか心理学的な知識とかをこの人たちにあげなきゃいけない。それで、「モラハラ被害者同盟」というポータルサイトを作りました。「ここに来ると情報がいっぱいあるよ。あなたの欲しい情報はここから持っていきなさい」というのを作ったんですね。それで、いろんな人たちがここに入って来れるようになって。

掲示板なんか見ると、最初は本当に弱々しかった人たちが、本当に強くなって出て行くんです。卒業していく。素晴らしい。

橋本 この本にいろいろ情報が詰まっていますので、もし身近に当事者らしき人がいたらぜひ薦めてあげてほしいと思います。まだ話足りないような人とかも。一生懸命作りました。

水野 ほかにご質問ありますか。

—— 職場においてもモラル・ハラスメントになるのか、お聞きします。上司が仕事を一切教えてくれない、仕事のミスだけでなく、その人の属性を中傷するような言葉の暴力があるケースはモラル・ハラスメントでしょうか？

橋本 例えば、最近のパワー・ハラスメントという呼ばれ方をされることもあります。職場ではどちらかというところという言い方のほうが一般的だと思いますが、まったく同じ問題だと思います。

パワー・ハラスメントという言葉は単に上下関係、権力を背景にしているのでもそういう言い方になったんですけれども、モラハラの場合は権力が背景になくてもあり得ることですので、先ほど熊谷さんからあったようにどこでも起き得ます。たぶん、職場なんかも家庭と並んで典型的な場ですよ。今、おっしゃった例も、おそらくパワハラないしモラハラと呼ぶべき事例だと思います。

私の個人的な考えを言うと、そういう職場とは早めに見切りをつけて逃げるべきだと思います。いろんな経済的な損失とかもあるけれども、やっぱり自分の心、体の安全と健康が第一ですから、そういう職場からはぜひ逃げる勇氣を持ってほしいと思います。逆にそれぐらいしか解決方法はないです。

この本でも何回も書いたと思いますが、モラハラを解決する手段は物理的に加害者と離れる以外、または加害者が死亡するか、どちらかが死亡するか以外にありません。本当に冗談ではなくて、加害者は死ななきゃ治らないと思います。まれに改まる人はいるようですがそれでも、そんなまれなケースに恵まれる保証はまったくないので、その職場の例も。特に職場は家庭よりもまだ逃げやすい面もありますので、ぜひ逃げるように励ましてあげてほしいと思いますね。

—— 転職組がそのような職場にあたってしまうケースが多い気がします。そういうことをやっている上司や職員は、今後一切おとがめなしなのでしょうか？

橋本 私も実はそういう弁護団に参加したことがあるんですが、同じ職場で被害者が手を組んで上司なり会社なりを訴えるということは、一応考えられてもいいかもしれません。もし、相手に制裁を与えたいときは。

でも、裁判を起こすことによるいろんなしんどさ、お金もそうですが、精神的にも、物理的にもいろんなしんどさを我慢してまで裁判を起こして相手を懲らしめるよりは、自分が逃げて楽になったほうがずっと私はいいと思う。私はそういう考えなんです。だから、商売が下手なんですけれども、ご相談にいらっしゃる人たちに私はそうやってお帰りいただくことがたくさんあります。離婚だとそうはいかないんですが、「とにかく逃げなさいよ」って言って仕事にならないことがたくさんあります。私はそれがベストだと思うんですね。

司法というのは本当に無力で、救済のできる限度、救済する手段にもやっぱり限界がありますよね。だから、そういう人間関係の問題について司法の力をあてにするよりは、自分がどういうふうに生きていったら楽か、健康になれるかということを考えざるを得ないんじゃないかと思っています。

—— 裁判を起こすリスクをきちんと考えた上で、決めるべきということでしょうか？

橋本 そうですね、そういうリスク。あとは長期的に嫌がらせをされる可能性もありますしね。

実は私が参加したのは職場から13人。やっぱり転職組

が多いんです。コロコロ、年間 100 人単位で入れ替わるような大きな企業だったんですけれども、13 人原告が集まって元の雇い主とケンカしたんですね。やっぱりかなり嫌がらせされましたよ。まさにモラハラ加害者どんぴしゃりのタイプの上司だったんです。例えば、裁判に使うために証拠となるような書類を持ち出した原告に対して、検察庁に窃盗で告訴したり。それで、呼び出しを受けて取り調べを受けたり。普通の人はそういうことをされただけでものすごいダメージでしょ、精神的に。検察庁ですよ、いきなり。そういうことをされて、やっぱりかなり落ち込んだりしてたんです。次から次へと 5 件ぐらい告訴されて、それは全部負けてるんです。全部起訴猶予とかになってるんです。起訴猶予以前、警察段階の微罪処分もあったのかな。連戦連敗しているんだけど、そういうことをすることによって相手は少なからずダメージを受けますので、そういう効果を狙って攻撃してくる。

そういう相手に対して裁判を起すことのリスクって本当にいっぱいあるわけです。それでいくら得られるかというと、大して得られませんし。その分、新しい職場で働いたほうがずっと経済的にも精神的にも得ですから、私は原則としてそういうときは職場に対して裁判とかはお勧めしないです。

離婚の場合は裁判せざるを得ない。離婚するためには裁判せざるを得ないところまで行っちゃいますのでしょくないんですけれども、とにかくモラハラ加害者というのは異常な人格者ですので、そういう人とは物理的に離れるしかない。最終的にはそれしかないと思います。

水野 そうすると、この甘いアメのケース。これは戻っちゃうとどうなりますか。

橋本 どうなるかというのはわからないんですが、この加害者から見たら被害者をずっと支配して、奴隷のようにしてたわけですね。言ってみれば自分の飼い犬と同じような扱いをしていたわけです。ここで「僕は飼い犬とおまえを飼っている」というような言い方をしてましたけれども、まさに彼にとって人間ではなくて飼い犬だったわけです。それが嘔みついたわけでしょ。弁護士まで立てて、「離婚せい、慰謝料よこせ」ってけんかをふっかけて嘔みついた。いっぺん嘔みついた犬がもし戻ってきたら、相当なお仕置きはするだろうし、もう二度と嘔みつかないように牙を抜く。あるいは、逃げられないようにもっと厳重な檻に入れるということはしかねないと思うんです。だから、怖いんです。戻ってほしくないんですね。

申立書の中盤ぐらいのところに詳しく書きましたが、この夫婦は結婚して 10 年で子どももいなかったんですが、働きに出してもらえなかったんです。軽いパートぐらい、扶養控除内のパートぐらいはできたんですが、とにかく実家とのつながりも、交友関係も制限されて、監視されて。友達とご飯を食べているときにも何回も携帯に電話してきて、「今、何やってるんだ」とか。そういうことをずっとやり続けたわけだから、彼女も外出がしにくくなって。そういうことをずっとされていたら、今度は本当に外出ができなくなっちゃうかもしれませんよね。

このケースで彼女が戻ったらどういうことになるかというのは、私は想像すると恐ろしいと思います。

水野 ありがとうございます。

それでは、そろそろコメンテーターに移ってよろしいで

すか。それでは、俊和先生お願いいたします。

俊和 きょうは座っているだけでいいと思っていたんですけれども、コメンテーターという仰々しい肩書きが付いておりますので……。

私、智子弁護士と結婚して 5 年が経ちますけれども、いわばこういう離婚事件、DV 事件について、あおば法律事務所の盾として存在しているというような形が適当な表現かと思います。先ほどからいろいろ、一つ一つ挙げればひどい話が出てきますけれども、こういう事案においてはやはり男性弁護士の存在が必要不可欠であろうというふうに、これは共通認識として言われております。やはり相手方が何をしでかすかわからない。それこそ、突然押しかけてくるかもわからないし、電話を頻繁にかけてきたりとか。

現に今回資料の中に挙がっている人の中には、ほぼ毎日手紙を書いたりとか、ファックスを送ってきたりとか。それだけのマメさがあれば、それを愛情としてきちんと向ければ良かったんじゃないかというふうにも思うんですけれども、ところがそれがもともとの人格のせいでしょうか、曲がった形で現れて配偶者を苦しめているという形になってしまっております。

私がここに座っている意味として、男性の視点といいいますか、男性としてこういう事案に接していて思っていることをちょっと述べさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどからいろいろ言われておりますモラル・ハラスメントというところです。男性というわけではありませんけれども、少しわかりにくい。何がわかりにくいかというと、まずモラル・ハラスメントという言葉。あくまで私個人としてはなんですけれども、不適當ではないかなと思っています。日本人としてというところもあるかもしれないんですが、「モラル」という言葉と「ハラスメント」という言葉とはなかなか結び付きにくいんですね。モラルというと肯定的といいますか、いい意味でよく使われます。それとは違ってハラスメントというほうは、いわば悪の方向。これが並んでいるというのは、やはりしっくりいかないというのがおわかりかと思います。

あともう一点、これも男性の目かもしません。すべてとは言いませんけれども、大概の事案、一つ一つを採ると夫婦の間で行われがちであったりとか、つい口に出してしまいがちな言葉であったりすることがあります。当然、そこに暴力を伴う場合もありますし、この調停申立書に書いてあるような、いくらカッとなっても、いくらその場の言葉としても言うてはいけない言葉もありますけれども、わかりにくい事案が多い。一つ一つを採り上げると、第三者からは単なる夫婦げんかとか、その場でちょっと言ってしまったんじゃないかというところはあります。

男性の目から見ても一番わかりにくいというのは、例えば、先ほど智子弁護士のほうから「続きのメールがまだ来ています」というのがありました。このメールを見ていただいたらわかると思うんですけれども、男性の目からしますと、よくこれだけ長い文章が書けるというのが正直なところです。男性だけだとあれかもしれないので一般化はできませんけれども、誠実な男性ほどおそらく口数が少ないのではないのかなというふうに思います。それこそこのメールなんかと見ますと、文章が長い上に、男性の僕であれば恥ずかしくて口に出せないような言葉を恥ずかしげもなく書いていると。先ほど智子弁護士のほうから「疑う目を養ってください」って話がありましたけれども、こういう

文章が長かったりとか、よくもこんな箇の浮くようなことが書けるなどというのも一つの目安になるかもしれません。

それと、ついでは何なんですけども、手書きの手紙があるかと思います。すべてのモラハラの加害者に共通していることはなかなか言いにくいんですけども、私がいろいろなモラハラ加害者が書く手紙の文章を見ていて思いますのが、書く字がどうも大人が書いた字に見えないというふうな印象を受けます。ちょっと言葉は語弊があるかもしれませんが、小学生、中学生がそれこそ夏休みの宿題の絵日記を書くぐらいの字であることが多いです。なぜそうなのか私もわかりません。研究したこともありますし、もしかしたら私個人の感覚なのかもしれませんが、そういうことを感じるのが非常に多いです。

最後に一点というわけではありませんけれども、もしかしたらこれは女性特有なのかもしれません。違ふかもしれませんが、事件をやっている私にわからないと思うのが、「私が悪かった。私が変われば彼も変わってくれるんじゃないか」という言葉を相談者の方がよく言われるんです。正直、男の口から言わせると、女性が変わろうが、変わるまいが、男の悪いところは変わらないというふうな認識で私はおります。

モラハラ加害者であるかどうか見たり、被害者との話を聞くとときもそういう男性としての視点、いい意味での男性としての視点です。男性の考えを押し付けるとかそういう意味ではなくて、まともな、一般的に普通感覚を有している男性はどう行動するんだろうとか、どういう考えを持つんだろうかという発想も持っていただけならいいのではないかなというふうに考えております。

私からは以上です。

水野 精神論ですね。

俊和 そうですね。

熊谷 「私が変われば」というよりは、「私が頑張ればこの家庭は維持できる。であれば私は頑張ろう」と思いました。20年近くも一個の家庭を築いていて、今これが崩壊するということは、一気になくなっちゃうわけですね。子どももいるのに、それを「私の頑張りで何とかできるのであれば頑張ろう」って、やっぱり普通の人だったら思わないじゃないでしょうか。うん。

逃げって……、やっぱり離婚は逃げですよ。モラハラに関しては逃げなきゃいけないんですけども、「逃げちゃいけない」って。「私が頑張って立ち向かって、一生懸命やればこの家庭は維持できる」というふうに。

さっき被害者になりやすいタイプと言いましたが、そういう頑張れる人とか、今まで頑張った経験があってそれが成就した人とか。ある程度の成功を収めた人。その経験がある人たちというのは、最後の最後まで頑張ってしまうかもしれないですね。

だから、先ほど被害者の人たちは結構インテリジェンスな人が多いという話もありましたけれども、私もいろいろ被害者の人たちを見ていてやっぱりそう思います。頑張って、責任感があって、それなりに成功も収めた人たちが、最後の最後までやっちゃうんですよ。長い間ね。

ただ、これがあるということがわかって、逃げしかないってわかったら割と早く脱出できるかもしれないですね。「自分が悪くなかった。これは逃げるしかない」っていうのがはっきりすればね。

ただ、どうしても逃げられない人。メンタル面じゃなくて、本当に生活的な問題なんですけれども、例えばローンを抱えていたりすると逃げられないんですよ。30年ローンの物件があって、今ここに住んでいる。まだ2年しか住んでなくて、この物件どうするんだって。奥さんが連帯保証人か何かになっていて、「今、売ってもローンの残がものすごい金額になっているから、どうしてもこのうちから離れられない」という人もいましたよ。心理的な問題だけじゃない。

何で被害者が逃げなきゃいけないだろうと思うんですよ。出て行っていただくのは加害者じゃないですか、普通は。子どもたちがいて学校に通っていて、逃げるということは子どもも引っ越して転校していきなきゃいけないわけですよ。「被害者が悲しい目に遭うんじゃないくて、加害者が一人で、身一つで出て行きゃいいじゃん」って。うちはそうしたんですけどね。うちの場合はちょっとレアなものですから、出て行っていただいちは本当に助かりました。子どもたちも私も生活を全然変えることなく、次のステップの別の家庭を、夫なしの生活を営むことができた。

でも、ほとんどは脱出して新しいところで新しい生活を一から始めなきゃいけない。これはすごいしんどい。いくら行政の保護があるが、育児手当がいくら来ようが、本当にしんどいと思います。やっぱり、これは脱出を阻む一つの原因ではあると思います。

水野 これは私が本のあとがきに書いたのですが、フランス法ではこの種の離婚については、被害者を救済する枠組みが日本法より遙かに整っています。どうぞそのあとがきをご覧ください。それからあとがきには書かなかったのですが、フランスでは2004年の離婚法改正のときに民法の婚姻の効果のところにも手を入れました。家庭内に暴力があるときには、もちろん精神的な暴力も含んでですが、裁判官が別居命令を出せます。暴力の加害者のほうに「出て行け」ということが言えます。そして親権行使の対応としても、裁判官は細かく夫婦間に介入が出来ますし、いろいろな命令が出せます。日本法は夫婦間の合意にまかされていて、司法が介入できるシステムになっていません。そういう民法改正も必要です。

そのフランス婚姻法改正が2004年ですから最近のことですけど、離婚法の中では以前から被害者保護が手厚かったのです。それを婚姻の効果としても、離婚に至る前の段階でそういう救済を即座にしなければいけないということになって、婚姻法の条文が改定されたのでしょうか。日本ははるかに手前の段階で、法律がずいぶん遅れているところです。

橋本 そういう意味なんですけれども、さっき言ったつい最近別居した例、子どもに性的虐待にまで至っている例では、購入したばかりのマイホームが奥さん名義。単独名義。いろいろ事情があって奥さん単独名義になっています。1カ月住んだかどうかでその家を捨てて出て行ってます。もちろん、売却をこれからするんですけども、ものすごく大きな金銭的な犠牲を払わないと脱出できないのが現実なんですよ。

それでも、現実がそうである以上やっぱりそこは何とか、「自分の心と体の健康のために頑張れ」と私たちは言うしかないんですけども。水野先生は後書きの中で、「痛ましい」「奇妙だ」という言葉を確か使われていたと思うんです。まさにそういう現実ではあります。許し難いことで



すが、それが現実なんですね。

私たちは実務家ですから、現実を基に、現実を前提にサポートしていかなければいけない。無理なものは無理ということをお知らせしながら、こうあるべきかもしれないけれどもそうではない以上はこうしなきゃしょうがないという、半分あきらめの気持ちで臨んでいます。忸怩(じくじ)たる思いで実務処理にあたっているところではあります。

水野 よろしいですか。あと5分ほどあります。

私も身近に被害者を1人知っています。10年以上ずっと被害に遭っていたのだけれど、誰にも言えなかったそうです。聡明で非常に優秀な人なのですけれども、10年以上もずっと黙って耐え続けていて、そして被害者だと気が付いて、なぜその自覚が持てなかったのか、自分を分析したそうです。それは「自分自身が自分を不幸な妻と思いたくなかった」からだったと言っていました。自分で自分を一生懸命だましていたというのですね。だから、誰にも言えない。そういう心理ってあるのですね。自尊心が非常に複雑に働いてしまうのです。

ほかにご質問ありますか。

—— 身近に「もしかしてこの人モラル・ハラスメントを受けているんじゃないか」という知人などがいて、本人が全く気付いていない場合、自分が立ち入っていいのだろうかという気がします。どういう対処をすればいいか、何かアドバイスをいただけたらと思います。

橋本 最終的には本人の意思で。気付いた以降のことですけれども、本人の意思で動かなければどうしようもない問題です。周りの人にできることってものすごく小さいわけですね。だから、「モラハラだと教えたりすることは立ち入ったことではないか」って、そんなに気にする必要はないと思うんです。ぜひ、気付かせてあげてほしいと思います。

気付かなければ次はありませんから。気付いた上でどうするかを決めるのは本人です。もちろん、本人の決断をサポートしてあげてほしいと思いますけれども、その最初の段階、気付かせるところまではやっぱりぜひしてあげてほしいと私は思います。その上で決めるのは本人です。

実は申立書と手紙を例に挙げた重篤な件ですけれども、これもやっぱりそういうお友達がいたから気付けたんです。この例は浮気も何もなかったんですね。モラハラだけが原因です。肉体的暴力も若干あったんですけれども、いずれにしてもDVだけが原因。だから、「自分が我慢すれば」ってずっと思っていたんですね。それで、ある切っ掛けで友達に相談したら、友達がモラハラということを言っただけで初めて気が付いた。救いの神みたいなんです、このお友達をこちらから見れば。だから、思い当たるのであれば、ぜひ気付かせてあげてほしいと思います。

—— その場合、モラル・ハラスメントという言葉、サイトや本を教えればいいでしょうか？ 本人に「あなたは被害者なのよ」という話は言いづらいものがあります。

橋本 「被害者なのよ」じゃなくて、「あんたの旦那ってちょっと変だよ。これってモラハラじゃない」ぐらいの感じでいいと思うんです。「インターネットで検索してみな」って。たぶん、一番最初ぐらいに熊谷さんのサイトが出てくると思いますし、この本もたぶんすぐ出てくると思

いますので。軽く、「それってモラハラじゃないの」って。それこそ「こういう講座をこの間大学で受けたんだけど、何かあんたの旦那はそうじゃないかと思った」って。それぐらい言ったらいいと思うんですよね。まさにクモの糸じゃないけれど、それがその人の人生を大きく変える切っ掛けになる可能性が高いですので、ぜひ言ってあげてください。

水野 そろそろ予定した時刻となってきましたけれども、あとお一方ぐらいいは質問が可能でしょう。どなたかいっぱいしますか。

—— 2点お伺いします。まず、加害者の心理の仕組みは、故意なのか無意識なのか？ それから、モラル・ハラスメントに関して、限界事例があるのかどうかについて教えてください。

橋本 まず1点目です。加害者の心理メカニズム、この本のQ6辺り。これはカウンセラーさんが中心になって書いてくれた部分なんですけど、結論から言うと、加害者の心理メカニズムというのはよくわかっていません。人格障害、純粋な意味での人格障害と呼ばれることもあれば、発達障害とか、あるいは脳の何らかの欠陥など、そういう問題も指摘されています。

故意なのかどうなのか、意図的にしているのかどうなのかなんですが、何を持って意図的なのかちょっとよくわかりません。私が理解する範囲で言うと、加害者は暴力を振るっているという意識は当然ありません。ないと思います。加害者の要求というのはただ一つ、相手を痛めつける、あるいは支配する。それだけだと思うんですね。そのためにあらゆることをする。ただそれだけなんじゃないかと思います。自分の欲求、支配欲とか、相手の絶対的優位に立ちたいという欲求を満たすためにあらゆることをする。アメを与えるにしても、ムチを振るうにしても。

かつて被害者であった私の感覚を言うと、身に染み付いた行動原理じゃないかって私は思っていました。この人の身に染み付いた。じゃあ、その身に染み付くというのはどこから身に染み付いたかというところ、たぶん親です。親ない身近な大人。この本でも書きました。Q8ぐらいだったかな。暴力は学習の結果です。やっぱり小さいときから見て、覚えて、学習した。それが大人になって同じことをする。そういうものだと思うんですね。

1点目については答えになっていない。あるいは、答えとしてはわからないと言うほかに問題なんですけれども、意図的かどうか、あるいはどこまで意図的かは、半分無意識、無自覚なところはたくさんあると思います。いずれにしても、その人の身に染み付いた行動原理として相手を支配する、痛めつけるという行動をしている。そういうふうに私は理解しています。

それから、2点目ですけれども、限界事例というのは確かにあります。ただ、限界事例は私たちのところにはなかなか来ないかな。私たちというのは谷本さんも含みますけれども、私たちのところまで来る、お金を払って専門家に相談するというところに行くのは相当な、やっぱりかなりひどい事例が多いと思うんですが、限界事例は確かにあると思います。私自身の身近な夫婦を見渡しても、「これは限界事例じゃないかな」と思うのは何組かあります。

モラハラであろうと、モラハラでなかろうと、例えばこの限界事例であろうと、そういう夫婦って多かれ少なかれ、

やっぱり夫婦としては限界だと思うんですね。だから、モラハラかどうかというよりは、この人とやっていけるか。我慢することによって家族の幸せというものがあるのか、自分自身も含めた幸せというものがあるのかというふうに考える以外ないんじゃないかと思います。

水野 同じ質問を熊谷さんにもお答えいただければと思います。よろしいですか。

熊谷 無意識か故意かというところなんですけど、私は実際に事例を見ているだけでしかないの、その中での答えになると思うんですけれども、わかってやっている場合とわからないでやっている、無意識にやっている場合、二通りあります。

うちの夫の場合はわかってやってました。わかっちゃいるけどやめられないんです、彼ら。これは本当に手が悪くて、「いけないことだとわかっているんだけど、やめられないんだ」って。もう、どうしようもないじゃないですか。これ以上治療のしようもない。もう離れるしかないですよ。

逆に、わからないで無意識にやっている場合のほうがまだ何とかなるかもしれない。もしかしたら人格障害うんぬんじゃなくて、昔の男性優位の世代の人たちっていうのは、「本当はこういうことはやっちゃいけないんだよ」ってことを言われて初めて、「ああ、そうだったんだ」って気付くかもしれないじゃないですか。ですから、わからない人のほうがまだ手がいいなって私は思います。「わかっちゃいるんだけど、どうしてもやめられないんだ」っていうのは本当にどうしようもない。それこそ人依存ですからね、彼らは。

人格障害って話が出ましたけれども、本当にパーソナリティ障害かどうかはわからないんですよ。被害者の人たちの全員連れてきて、心理テストとか何かをやって障害かどうかを見るというのはまず不可能です。実際の裁判なり、調停の場に行っても、障害者かどうかっていうのは別個の問題だと思うんですよ。だけど、そういうような似たような症状をして、「この人の性格が、人格がどうもおかしい」とわかったら、これはモラハラの加害者と言ってしまっても私はいいんじゃないかなって気がします。

水野 今の最後のご質問ですが、限界事例というのはどのようなものか、はっきりした区分があるのか、程度の問題なのか、つまりグラデュエーションがあるのかという意味のご質問であったように思います。

私よりは、むしろ橋本先生にお答えいただいた方がいいのかもしれませんが、私がいろいろ読んだ限りでは、グラデュエーションという感じじゃない、ある種のはっきりしたグループがいる感じです。

つまり、ハラッサーたちはモラ星人とか、宇宙人とか言われるのですが、本当によく似た行動パターンをとります。「こう言われて、こういう行動をされました」とある被害者が言うと、「うちとまるで同じです！」と言って、例えば熊谷さんのサイトなどでは、みんなで盛り上がるわけです。「自分の亭主がほかでも家庭を営んでいるのかと思いました」というぐらい、本当に典型的によく似た行動パターンと、せりふ回しと、同じ加害行為をしでかします。だから、そういう種類の人たちの行動パターンがあるのだという形でとらえたほうが、今のところはいいいのかなという気がしています。

橋本 マニュアルがあるという感じ。私、この本を依頼者全員にお送りしたんです。モラハラ関係で20人ぐらいかな。それで、メールとかで感想が帰ってくると、「これはうちの夫のことを書いたのかと思いました」って。「先生、うちの家庭見てたんですか」って、そういうことを言うんですね。水野先生がおっしゃったとおり、みんな同じ行動をとる。

それから、限界事例というお答えになるかどうかわかりませんが、これのQ4で少しそれに答える記載をしています。モラハラとそうでないものの区別はどういうところにあるのか。一言で言うと、人を痛めつけて操作し、支配しようとする異常なまでに強い意志の力が働いているかどうか。これが一つの一線にはなると思うんです。

ただ、モラハラかどうかを見極める意味というのは、結局、逃げる以外に道があるかどうかを見極めるだけ。要するに、やり直すという選択肢があるかどうか、それを見分ける意味しかないんですね。

モラハラじゃなくたって、別れていい夫婦っていっぱいいると思うんです。我慢なくていい関係っていっぱいあると思うんです。モラハラでなくても。だけど、我慢以外に道があるかどうかということを見極める、その限度でモラハラかどうかを判断する、区別する実益がある。そういうふうに理解してほしいと思います。「モラハラとまでは言えないから我慢なさい」というのは酷かなと思われるケースがいくらかあります。それを限界事例と言うのかもかもしれませんけれども。

水野 ありがとうございます。時間を10分超過してしまいました。大変興味深いワークショップだったと喜んでおります。どうもありがとうございます。それでは、きょうのワークショップはこれでおしまいにさせていただきます。どうも皆さん、ご清聴ありがとうございました。（拍手）



講演中の橋本智子先生

あとかき

「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」ニュースレター第 2 号をお届けすることができました。昨年度末に開かれました 2 回のワークショップ（講演会）の記録です。奇しくもドメスティック・バイオレンスとモラル・ハラスメントという近接した問題を取り上げることになりました。どちらのワークショップにおいても、これらの問題に精通された弁護士から貴重な知見を賜り、また、モラル・ハラスメントを実際に経験された方の声を直にお聞きすることができました。たいへん参考になり、21 世紀の新たな法曹に欠くべからざる心理学的知見を賜りました。

今年度も、東北大学法科大学院では、引き続き、心理学的法曹実務教育プログラムの構築を目指して事業を展開する予定です。

——お詫びと訂正——

ニュースレター第 1 号の冒頭（1 頁）に誤りがありました。下から 8 行目にあります「心理療法士による学生心理相談室」が誤りで、正しくは「臨床心理士による学生心理相談室」と表記すべきところでした。関係の方々にはご迷惑をおかけしました。この場をお借りしてお詫び申し上げ、訂正したいと存じます。

「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」事業推進責任者  
東北大学法科大学院長 坂田 宏

## News letter No.2

---

発行日 2008 (平成 20) 年 7 月

発 行 東北大学法科大学院

専門職大学院等教育推進プログラム

ー心理学的法曹実務教育プログラムの構築ー

宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1

〒980-8577 / TEL 022-217-6136

<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/senmon/index.html>



